

## 議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 2 月 25 日 (金曜日) 午前 10 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 諮第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 6 諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 同第 1 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 10 同第 2 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 11 同第 3 号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 12 同第 4 号 下呂市教育委員会教育長の任命について
- 日程第 13 同第 5 号 下呂市教育委員会委員の任命について
- 日程第 14 議第 2 号 森 8 号線道路改良 (2-1) 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議第 3 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 4 号 令和 3 年度下呂市一般会計補正予算 (第 17 号)
- 日程第 17 議第 5 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 18 議第 6 号 令和 3 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 19 議第 7 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 20 議第 8 号 令和 3 年度下呂市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 21 議第 9 号 令和 3 年度下呂市国民健康保険事業特別会計 (診療施設勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 22 議第 10 号 令和 3 年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 23 議第 11 号 令和 3 年度下呂市学校給食費特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 24 議第 12 号 令和 3 年度下呂市水道事業会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 25 議第 13 号 令和 3 年度下呂市下水道事業会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 26 議第 14 号 令和 3 年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 27 議第 15 号 令和 3 年度下呂市立金山病院事業会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 28 市長施政方針説明
- 日程第 29 議第 16 号 市道の路線変更について

- 日程第30 議第17号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議第18号 財産の譲与について
- 日程第32 議第19号 新市まちづくり計画（煌）の変更について
- 日程第33 議第20号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第34 議第21号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議第22号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第36 議第23号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議第24号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第39 議第26号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第27号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例について
- 日程第41 議第28号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第42 議第29号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第43 議第30号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第44 議第31号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第45 議第32号 令和4年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第46 議第33号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第47 議第34号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計への繰出について
- 日程第48 議第35号 令和4年度下呂市一般会計予算
- 日程第49 議第36号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第50 議第37号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第51 議第38号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第52 議第39号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第53 議第40号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第54 議第41号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第55 議第42号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第56 議第43号 令和4年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第57 議第44号 令和4年度下呂市下水道事業会計予算

日程第58 議第45号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算

日程第59 議第46号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計予算

---

出席議員（13名）

議長	一木良一	1番	鷺見昌己
2番	田口琢弥	3番	飯塚英夫
4番	森哲士	5番	田中喜登
6番	尾里集務	7番	中島ゆき子
8番	田中副武	9番	今井政良
12番	吾郷孝枝	13番	中島新吾
14番	中島達也		

---

欠席議員（1名）

10番 伊藤嚴悟

---

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	山内登	副市長	田口広宣
教育長	細田芳充	総務部長	河尻健吾
市長公室長	野村穰	教育委員会 教育事務局長	吉田修
建設部長	野村直己	観光商工部長	細江博之
環境部長	小畑一郎	健康福祉部長	今瀬成行
金山病院 金事務局長	加藤和男	農林部長	都竹卓
生活部長	藤澤友治	消防長	遠藤英幸
金山振興 金事務所長	澤田勤之	萩原振興 萩事務所長	松井克彦
下呂振興 下事務所長	河合正博	馬瀬振興 馬事務所長	見廣洋始
小坂振興 小事務所長	中原則之		

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 加藤鈴彦 書記 今井満

---

◎開会及び開議の宣告

○議長（一木良一君）

おはようございます。御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は13人で定足数に達しています。

なお、10番 伊藤嚴悟議員より欠席届が出ておりますので御了承願います。

これより令和4年第2回下呂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及び下呂ネットサービスより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（一木良一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、4番 森哲士君、5番 田中喜登君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（一木良一君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの29日間としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は29日間と決定いたしました。

---

◎諸般の報告

○議長（一木良一君）

日程第3、諸般の報告を行います。

市長行政報告、議長報告、定期監査結果報告、例月現金出納検査報告及び専決処分事項の報告は、お手元に配付のとおりでありますので御覧願います。

---

◎諮第1号から諮第5号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第4、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第5、諮第2号 人権擁護委

員候補者の推薦について、日程第6、諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第7、諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第8、諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、以上5件を一括議題といたします。

諮第1号から諮第5号までの5件について提案理由の説明を求めます。

市長。

#### ○市長（山内 登君）

おはようございます。

それでは、諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりでございます。氏名、日野光洋、年齢44歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 日野光洋氏が令和4年6月30日に任期満了となるため。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、中島春子、年齢66歳。令和4年2月25日提出。

提案理由は、人権擁護委員 中島春子氏が令和4年6月30日に任期満了となるため。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、小池淳子、年齢67歳。令和4年2月25日提出。

提案理由は、人権擁護委員 今井繁子氏が令和4年6月30日に任期満了となるため。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、植松秀之、年齢65歳。令和4年2月25日提出。

提案理由は、人権擁護委員 山下浩正氏が令和4年6月30日に任期満了となるため。

諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、後藤満氏、年齢69歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、人権擁護委員 矢島錠之助氏が令和4年6月30日に任期満了となるため。

以上でございます。

#### ○議長（一木良一君）

これより、本5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました諮第1号から諮第5号までの5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号から諮第5号までの5件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本5件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本5件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。諮第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は日野光洋さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第1号については、日野光洋さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は中島春子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第2号については、中島春子さんを適任とすることに決定しました。

諮第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は小池淳子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、諮第3号については、小池淳子さんを適任とすることに決定いたしました。

諮第4号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は植松秀之さんを適任とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第4号については、植松秀之さんを適任とすることに決定しました。

諮第5号 人権擁護委員候補者の推薦について、本件は後藤満さんを適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、諮第5号については、後藤満さんを適任とすることに決定しました。

---

#### ◎同第1号から同第3号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

日程第9、同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第10、同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第11、同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件を一括議題といたします。

同第1号から同第3号までの3件について提案理由の説明を求めます。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、可兒敏、年齢68歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 可兒敏氏が令和4年5月13日に任期満了となるため。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、二村象史、年齢67歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 二村象史氏が令和4年5月13日に任期満了となるため。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を下呂市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、桂川勇人、年齢47歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、下呂市固定資産評価審査委員会委員 田口勝氏が令和4年5月13日に任期満了とな

るため。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第1号から同第3号までの3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、同第1号から同第3号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

お諮りします。同第1号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第1号については同意することに決定いたしました。

同第2号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第2号については同意することに決定いたしました。

同第3号 下呂市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よつて、同第3号については同意することに決定いたしました。

◎同第4号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第12、同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。  
教育長。

○教育長（細田芳充君）

本議題につきましては、私自身の人事案件ということでございますので、退席をお願いしたい  
と思います。

○議長（一木良一君）

ただいま細田教育長から退席の申出がありましたので、これを許可いたします。

〔教育長 細田芳充君 退場〕

同第4号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命について。

次の者を下呂市教育委員会教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、細田芳充、年齢64歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会教育長 細田芳充氏が令和4年5月13日に任期満了となるため。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第4号については、会議規則第37条第3項の規  
定により、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、同第4号については、委員会付託を省略することに決定いたし  
ました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第4号 下呂市教育委員会教育長の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第4号については同意することに決定いたしました。

教育長の入場を求めます。

[教育長 細田芳充君 入場・復席]

ここで教育長に任命されました細田芳充さんから一言御挨拶をいただきます。

#### ○教育長（細田芳充君）

ただいまは次任期における御同意をいただきました。引き続き下呂市の教育に携わらせていただける、その重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

下呂市の教育は、本当にほかに類を見ない豊かな教育資源、そしてたくさんの方々の御努力、御尽力のおかげで多くの成果を上げられています。引き続き微力ではございますが、下呂市の教育の充実に貢献できるよう専心努力する所存でございます。どうか皆様方の御指導を賜りますようお願いいたします。

---

#### ◎同第5号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（一木良一君）

日程第13、同第5号 下呂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

同第5号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

#### ○市長（山内 登君）

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について。

次の者を下呂市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住所は記載のとおりです。氏名、田中由美、年齢43歳。令和4年2月25日提出。

提案理由、下呂市教育委員会委員 富永京子氏が令和4年5月13日に任期満了となるためでございます。

よろしく御審議お願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました同第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、同第5号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

同第5号 下呂市教育委員会委員の任命について、本件を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、同第5号については同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第2号及び議第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

##### ○議長（一木良一君）

日程第14、議第2号 森8号線道路改良（2-1）工事請負契約の締結について、日程第15、議第3号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

初めに、議第2号について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

##### ○建設部長（野村直己君）

おはようございます。

議案書の21ページをお願いいたします。

議第2号 森8号線道路改良(2-1)工事請負契約の締結について。

森8号線道路改良(2-1)工事について次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

1. 工事名、森8号線道路改良(2-1)工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、1億9,470万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市森191番地1、曙開発株式会社、代表取締役 松田秀弘。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。森8号線道路改良(2-1)工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する議会の議決に付さなければならぬ契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負に該当するためでございます。

次のページの入札執行結果公表一覧表を御覧ください。

仕様書番号、建工第18号。工事名、森8号線道路改良(2-1)工事。工事概要でございますが、この工事は市道森8号線の一部の区間、計画延長は382メートルでございますが、この区間の道路拡幅工事を2つの工区に分け、令和2年度から令和5年度の予定で実施しておりますが、今回、第2工区に着手するものでございます。第2工区の施工延長は187メートルで、大型の発泡スチロールブロックを盛土材として積み重ねていく軽量盛土工が506立方メートル、盛土材を設置するために掘削した斜面の崩壊を抑えるための背面抑止工、のり面に受圧板を設置し鉄筋で抑えるものでございますが、こちらを751組設置いたします。

入札年月日は令和4年2月2日、工期は本契約締結の翌日から令和4年9月30日まででございます。落札業者は、先ほど申しあげました契約の相手方のおりで、入札参加者、入札価格等につきましては一覧表にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長(一木良一君)**

次に、議第3号について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

**○総務部長(河尻健吾君)**

それでは、議案書の23ページをお願いします。

議第3号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。市民に分かりやすい組織、効率的な業務運営かつ連携のしやすい組織を視点として組織再編を行うため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明をいたします。

28ページをお願いします。

下呂市行政組織条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)「市長公室」を廃止し、「まちづくり推進部」と「地域振興部」を創設、「健康福祉部」を廃止し、「福祉部」と「市民保健部」を創設及び「生活部」と「環境部」を廃止し、「環境水道部」を創設いたします。第1条関係でございます。

(2)新たな組織名への変更と分掌事務について整理します。第2条関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)この条例に伴い影響を受ける条例の所属名を改正後の所属名に改めます。附則第2項、附則第3項関係でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今回の組織再編ですけれども、今までにないとても大きな規模での再編になっています。とりわけ窓口の変更とか、市民との関わりが非常に強い側面の性格のある再編です。説明にも今ありましたが、市民に分かりやすい組織というのがトップに書かれています。市長も市民ファーストだと発言されていますが、そういう意味でいくと今日から4月1日までほぼ1か月しかないわけですが、市民に分かりやすい、市民が使いやすいかどうかということ考えた場合、もっと市民と相談し合う、市民に早くから知らせていく、周知していくという、その部分が不十分ではないか、取組方としてということをも1点思いますが、それについて御意見をお願いします。

それから2つ目ですが、仕事をするのは職員です。その意味で窓口が大きく変わるとか、今の説明でいくと効率的な業務運営、こういう形で再編がされるんですが、主体である職員の中で本当にしっかりと再編が話し合い、練り上げられてきたのかということについて、どうしても大丈夫かなという不安があります。それは私としては、この後もこの3月議会で取り上げていきますけれども、振興事務所の在り方、捉え方について疑問が非常にありますので、そういう点で本当に職員との関わりでしっかり話し合いをされてきたのか、この2点をお聞きします。

○議長（一木良一君）

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

まず最初の市民への周知でございますけれども、前回全協のほうで説明をさせていただいた後に、関係する窓口につきましては、受付等のところに掲示をして、部署が変わるもの、それから手続としてこういうふうに変わりますというようなことについては周知をさせていただいておりますし、3月号の広報で組織再編についてお知らせをする予定にもしております。また、ホームページ等いろんな媒体を使って市民の方に周知をしていただくということで予定をしております。

一番問題なのは出向いていただくところが変わる、例えば健康医療課は今度下呂庁舎のほうに来ていただくというようなことが大きいかなというふうに思いますので、そういったところを重点に周知をしていくということで考えております。

もう一つ、職員の理解というものでございますけれども、これにつきましては再編について副市長をトップとして、各部署からいろいろ説明をしながら、意見を聞きながら、最終的に取りまとめをして今回の再編に至ったという経緯がございますので、職員についてはしっかりこの再編について理解をしておるといふふうに承知をしております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

しっかりやっているという答えでしたけれども、窓口がこういうふうになるよということを知らせるだけでいいのかなと思うんですね。市長もこの間発言されていましたが、市のこういう市にするんだぞというビジョン、その中の位置づけとして再編をこうするんだということをお話しされていましたが、強調されていましたが、そういう点でいくと単に窓口が変わるという仕組みだけの問題ではないように思うんです、今度の再編というのは。そういう意味で、今のお答えではしっかりやっているということにならないと思います。

それから職員との関係で話し合いはされたというんですが、それぞれの職場のそれぞれの課題というのがしっかり練られて、そのためにこういう再編がというふうにつながったのかどうかという点ではどうなんでしょう。しっかりそこら辺まで練り上げられたものなのかどうか。このことが一つの例なのかどうかよく分からないですけれども、この間振興事務所の関係で部長と次長の変更がありましたよね。えらい早かったんですが、自信を持って提案されたのがそういうふうに変わっていくということが本当に練り上げられたものだったのかどうか、若干というか一つの疑問になっています。

もう一つは、今職員がコロナで大変な状況とか、それから若い子がなかなか募集をかけても応募してくれないとかといういろんな問題がある中で、時間外労働をきちっと守るとか、職場の業務量をコントロールしていくとかという喫緊の課題との関わりというのがあると思うんですね。ですから、課題がはっきりすればどれだけの人数が要るとか、そういう組立てが必要だと思うんですが、そういう点でしっかり話し合われたのかどうか、もう一遍その点をお聞きします。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

今御質問されることについて、我々とするとは何で議員はそこまで御心配されるのかよく分かりません。我々は組織の中で何十年と仕事をしている人間たちが、組織の中の組織をどのようにしていくか。組織というのは時代時代によって変わっていきます。そして、時代のニーズに応える

必要があります。そのために今コロナの大きなこういう災禍の最中で、今後の市政の、行政の見直しをここで我々は下から積み上げてしっかりとやっております。

議員は何をもってそれほど御心配されるのか。我々今回の組織改編についても、多くの市民からは疑問の声とか我々のところには直接届いてはおりません。一部新聞報道で振興事務所の問題、あれについては確かに我々市民の方々に誤解を与える部分はあったんですが、もともとは同じところで、職場で部長と、そして振興事務所長が一緒だから、あれは人事の都合で、あくまでポストはちゃんとつくってありますが兼務とただけであって、ただあれをもってやはり分かりにくいと、最初の最初でございますので、そこについては取りあえず市民の方々に分かりやすいように旧5町村の、そして5つの振興事務所で同じように次長さんをつけたほうが市民の御理解は得られるだろうというふうな判断をしましたので、君子豹変すではございませんが、是正すべきところは直ちに是正するというところでございます。

ただ、その内容については我々組織の中でしっかりとmond上で、下から積み上げて、職員の意見をしっかりと聞きながらやっております。決して議員が御心配のような、私のほうからああせいこうせいというようなことではなくて、ただ私は全体的な構想については職員に提案はしました。その提案に基づいて職員のほうでしっかりと積み上げていただいた結果、副市長をリーダーとして積み上げていただいた結果がこの組織再編でございます。また、これを市民の方々にいかに周知するか、当然議会の皆様方にはるる説明を申し上げます。市民の方々にはこれからしっかりと説明をしますし、また4月以降、いろんな市長と語る会、また自治会連合会、いろんな形で会合がございます。そのたびにその辺りについてはしっかりと説明をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今、市長が熱弁をされまして、それを否定するとか、私はそれを問題視したつもりはないんですよ。この間もちょっとお話ししたんですけど、やっぱり市民と職員とのそういう詰め合わせの中で市長は自信を持って提案されているということでしたけれども、やっぱり本当の現場からスタートしていく中で、フレキシブルな対応はされるとこの間もお答えされましたので、そういうことが私は何より大事だというふうに思いますので、そういうことをお願いし、振興事務所の在り方についてはまたこの後一般質問でも取り上げていきたいと思っておりますので、その点ではまだ納得できる状況ではないということを、繰り返しますけれども本当に現場の中でまた変更をしていってください。お願いします。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

組織というのは、常に先ほど申しましたとおり、時代の流れ流れによって柔軟に変更していくというのは、これは民間企業でも一緒でございます。やはり組織がうまく合理的に機能するために変えられるものであればそれは変えていきます。

ただ、行政の場合は、それを市民の方が混乱することがないようにしっかりと説明することも確におっしゃるとおりでございますので、組織改編は今後ともフレキシブルに、そして柔軟にやっていきたいというふうには思っておりますが、市民へのあまり混乱にわたるようなことがないように、その辺りは十分配慮しながら努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第2号及び議第3号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第2号及び議第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本2件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第2号 森8号線道路改良（2－1）工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第2号は原案のとおり可決されました。

議第3号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手多数です。よって、議第3号は原案のとおり可決されました。

◎議第4号から議第15号までについて（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（一木良一君）

日程第16、議第4号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第17号）、日程第17、議第5号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、日程第18、議第6号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、日程第19、議第7号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、日程第20、議第8号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、日程第21、議第9号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、日程第22、議第10号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、日程第23、議第11号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、日程第24、議第12号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、日程第25、議第13号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）、日程第26、議第14号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、日程第27、議第15号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）、以上12件を一括議題といたします。

議第4号から議第15号までの12件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま一括上程されました議第4号から議第15号までの補正予算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算では、年度末を見据え、事業費や事務費、財源の確定、実績見込みによる歳入歳出の増減補正が大半を占めますが、新型コロナウイルス感染症対策関係では国の交付金の財源充当など、財政運営関連では地方交付税の追加交付に伴う財政調整基金の調整などに加え、通常の事務事業を進める中でやむを得ず年度をまたぐこととなる繰越明許費や債務負担行為補正などを計上しております。

大まかな内容として、新型コロナウイルス感染症対策関係では、国の地方創生臨時交付金の追加交付分をこれまでの実施事業に充当するほか、コロナで中止や見直しとなった事務事業の減額補正、市の第7次対策の一部を早期に実施するための増額補正などを計上しております。

財政運営関連では、市税及び国の各種交付金などの収納見込みによる増減補正、また普通交付税の追加交付や事務事業の確定、実績見込みによる減額補正から生じる財源調整を踏まえた財政調整基金の繰入額の減額や災害対策基金への積立てなどの補正予算を計上しております。

詳細につきましては各担当部長が説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（一木良一君）

次に、議第4号から議第6号までの3件について、詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議第4号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第17号）の詳細説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

令和3年度下呂市の一般会計予算（第17号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,706万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ281億8,747万円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は、繰越明許費の追加、変更で、第2表 繰越明許費補正によるものでございます。

第3条は、債務負担行為の追加、変更で、第3表 債務負担行為補正によるものでございます。

第4条は、地方債の変更で、第4表 地方債補正によるものでございます。令和4年2月25日提出。

8ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正でございます。

追加は、8ページから9ページにかけての27事業で、繰越限度額、事業名は記載のとおりで、繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染症の影響や工事施工に伴う各種調整等に不測の期間を要したことなどにより、年度内の完成が見込めないためでございます。

次に、9ページの下段で、変更は2事業で、繰越限度額の変更は記載のとおりで、変更の理由は事業費が明らかになったことなどによるものです。

10ページをお開きください。

債務負担行為補正でございます。

追加は、令和3年度中に事務を進める必要がある1件で、期間、限度額は記載のとおりでございます。

変更は、次年度の限度額を見直すもの1件で、補正後の期間、限度額は、記載のとおりでございます。

11ページをお願いします。

第4表 地方債補正でございます。

変更は、総務債から災害復旧債までの7つの起債について、それぞれの事業費や財源の確定に伴い、借入限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は、従前のとおりでございます。

それでは、事項別明細書にて補正の内容を説明いたしますので、16ページをお願いします。

歳入でございます。

1款市税は、1項市民税から17ページの上段の5項入湯税までの各税目において、現年度課税分の調定見込みによる増減額と滞納繰越分の収納見込みによる増額を計上しており、市民税は2,790万2,000円の増額、固定資産税は315万9,000円の増額、入湯税は4,207万7,000円の減額でございます。

17ページ中段で2款地方譲与税は、2項自動車重量譲与税が700万円の減額。

18ページをお願いします。

4款配当割交付金は800万円の増額、5款株式等譲渡所得割交付金は2,600万円の増額、6款法人事業税交付金は900万円の増額。

19ページをお願いします。

7款地方消費税交付金は5,900万円の増額で、いずれも今年度交付額の確定または見込みによるものです。

11款地方交付税は3億1,782万円の増額で、国の補正予算により令和3年度に限り臨時経済対策費と臨時財政対策債償還基金費の創設によるものでございます。

20ページをお願いします。

13款分担金及び負担金、1項分担金は、県営中山間総合整備事業等の事業費確定に伴うものでございます。

21ページをお願いします。

21ページの上段から22ページ中段までの14款使用料及び手数料、1項使用料に係る補正は、コロナの影響による市民会館、体育施設の利用減少を含む各施設の使用実績見込みによる増減でございます。

22ページ下段、2項手数料は、クリーンセンターごみ処理実績により350万円の減額が主なものでございます。

23ページ中段から24ページ上段にかけての15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金2,675万8,000円の増額は、交付額の確定及び実績見込みによる増減補正でございます。

24ページ上段の3目災害復旧費国庫負担金8,169万3,000円の減額は、道路、橋梁、河川に係る災害復旧費負担金で、事業費の確定によるものでございます。

24ページ中段から25ページ中段にかけての2項国庫補助金は、事業の確定等による補助金の増減で、主なものは24ページ中段の1目民生費国庫補助金の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金で1,546万円の減額。

25ページ中段で5目総務費国庫補助金は1億4,454万2,000円の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付が主なものでございます。

25ページ下段から26ページ上段の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金842万2,000円の増額は、今年度交付額の確定及び実績見込みによるものでございます。

27ページをお願いします。

中段の2項県補助金も事業の確定等による補助金の増減で、主なものは同ページ下段で4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金の農業委員会交付金が631万円の増額。

28ページの上段で元気な農業産地構造改革支援事業補助金が1,187万6,000円の減額、同ページ中段の農業経営高度化支援事業補助金707万円の減額などがございます。

同ページ下段の2節林業費補助金から29ページ中段の8目教育費補助金までは、事業の確定等

による補助金の増減でございます。

その下、9目災害復旧費県補助金1,619万8,000円の増額は、農業施設、林業施設災害とともに事業費の確定によるものでございます。

同ページ下段から30ページ中段までの3項委託金も事務事業の確定等による委託金の増減でございます。

30ページ中段から31ページ中段までの17款財産収入、1項財産運用収入、2目利子及び配当金1,356万9,000円の増額は、それぞれ基金利子が確定したことによるものでございます。

32ページをお願いします。

18款寄附金4億3,486万9,000円の増額は、主にふるさと寄附金の増額によるものでございます。

同ページ下段の20款繰入金、1目基金繰入金5億3,561万1,000円の減額は、財政調整基金繰入金を今回の補正の財源調整により4億2,000万円減額するほか、特定目的基金充当事業の事業費または財源の確定に伴う減額でございます。

33ページの中段をお願いいたします。

21款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目延滞金682万8,000円の増額は、延滞金の収入実績によるものでございます。

同ページ下段の5項雑入1,283万3,000円の増額も今年度実績等によるもので、主なものは1節総務雑入の市町村振興協会交付金1,104万8,000円の増額。

35ページ上段になりますが、7節消防雑入のライフライン保全対策事業負担金331万1,000円の減額などがございます。

同ページ下段の22款市債につきましても、事業費や財源の確定等により起債額を増減調整するもので、主なものは1目総務債の臨時財政対策債1億5,980万円の減額、2目民生債1,180万円の減額。

36ページ上段で4目農林水産業債2,790万円の減額、9目災害復旧債1億6,370万円の減額などで、全体で3億7,740万円の減額でございます。

37ページをお願いします。

歳出でございます。

歳出補正は、事業費や事務費、財源が確定したことなどによる増減補正、実績見込みによる増減補正が大半を占めておりますので、それらの説明は省略をさせていただき、コロナ対策経費や新規に追加する事業などを中心に右側の説明欄に沿って説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、別でお配りをしております3月補正予算の概要で100万円以上の増減補正につきまして、その内容などを示しておりますので御参照ください。

38ページをお願いします。

中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、総務一般管理諸経費臨時631万3,000円の増額は、組織再編に伴うネットワーク整備などがございます。

41ページをお願いします。

最下段の5目財産管理費、財政調整基金費1,143万8,000円の増額は、基金利子確定によるものでございます。

42ページをお願いします。

同じく5目財産管理費、公共事業基金費4,950万1,000円の減額は、入湯税の減額補正に伴い積立金5,000万円を減額することが主な要因でございます。

43ページをお願いします。

6目企画費、ふるさと応援基金費4億3,328万9,000円の増額は、令和3年4月から12月までに頂いたふるさと寄附金を基金に積み立て、令和4年度事業の財源とするものでございます。

45ページをお願いします。

中段の12目自治振興費、小坂地域地域振興事業臨時132万8,000円の増額のうち、交付金153万6,000円の増額は、8月27日から9月30日の新型コロナ緊急事態措置期間中に係る指定管理施設道の駅南飛驒はなも及び飛驒小坂ふれあいの森への事業継続支援でございます。

47ページをお願いします。

中段で同じく12目自治振興費、道の駅管理運営費臨時140万円の増額も新型コロナ緊急事態措置期間中の指定管理施設、道の温泉駅かれんへの事業継続支援でございます。

48ページをお願いします。

18目コミュニティ施設費、下呂交流会館管理運営費（臨時）70万円の増額も新型コロナ緊急事態措置期間中の指定管理施設、下呂交流会館への事業継続支援でございます。

49ページをお願いします。

最下段の3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民事務費臨時396万円の増額は、マイナンバーカードを活用した転入転出手続のワンストップ化を実現するためのシステム改修費でございます。

少し飛びますが、54ページをお願いします。

中段の3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費、障がい者自立支援医療給付事業686万4,000円の増額は、障がい者医療給付の増加によるものでございます。

最下段で障がい者自立支援給付事業3,920万2,000円の増額は、障がい者介護サービス等報酬改定による給付費の増加によるものでございます。

飛びますが、61ページをお願いします。

2項児童福祉費、7目障がい児福祉費、ことばの相談室開設費1,870万8,000円の増額は、障がい児通所施設利用の増加による給付費の増額1,967万3,000円が主な要因でございます。

62ページをお願いします。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、生活保護実施事業1,650万円の増額は、生活保護医療費等の増加によるものでございます。

64ページをお願いします。

最下段の4款衛生費、1目保健衛生費、1目保健衛生総務費、医療対策事業臨時469万7,000円の増額は、飛騨中核病院の医療機器整備に係る支援でございます。

飛びますが、68ページをお願いします。

中段の9目保健衛生施設費、しみずの湯管理運営費臨時140万円の増額は、新型コロナ緊急事態措置期間中の指定管理施設しみずの湯への事業継続支援でございます。

次に、74ページをお願いします。

下段の6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、県営ふるさと農道整備事業1,115万1,000円の増額は、その下の事業、県営基幹農道整備事業において国庫補助金が一部不採択となったため、本事業に乗り換えて基幹農道整備を推進するための増額でございます。

飛びますが、79ページをお願いします。

中段の7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、中小企業緊急支援融資補給事業1,537万1,000円の増額は、新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業者の融資件数の増加による保証料補給金の増額でございます。

81ページをお願いします。

2項観光費、2目観光振興費、観光振興団体活動事業助成費のうち、観光協会特別事業補助金100万円の増額は、観光交流センターの特定指名事業者である下呂温泉観光協会がレンタサイクルによる観光周遊事業を展開することを支援するもので、観光振興目的の寄附金を財源として活用いたします。

82ページをお願いします。

3目観光施設費、馬瀬観光施設管理費臨時40万2,000円の増額は、新型コロナ緊急事態措置期間中の指定管理施設、水辺の館への事業継続支援でございます。

2つ下の馬瀬川・桜谷公園管理費12万2,000円の増額も同様に指定管理施設への事業継続支援でございます。

少し飛びますが、91ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費、4目災害対策費、災害対策基金2億4万5,000円の増額は、頻発する大災害に備えるために基金を積み立てるものでございます。

次に、96ページをお願いします。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、中学校施設整備事業693万円の増額は、新学期までに萩原南中学校の多目的トイレを整備するためのものでございます。

98ページをお願いします。

4項社会教育費、7目文化財保護費、文化財保護諸経費29万6,000円の増額のうち、負担金補助及び交付金45万円の増額は、新型コロナウイルスの影響により公演できない鳳凰座、白雲座の地歌舞伎伝承活動に対する支援金60万円の不足分の増額でございます。

100ページをお願いします。

5項保健体育費、2目体育施設費、元気ではつらつ増進施設管理運営費178万5,000円の増額は、

新型コロナ緊急事態措置期間中の指定管理施設、上ヶ平サンビレッジ、金山リバーサイドへの事業継続支援でございます。

その下のあさぎりスポーツ公園管理運営費のうち、交付金35万円の増額も同様に事業継続支援でございます。

103ページをお願いします。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費、現年補助災害復旧事業1億6,361万2,000円の減額は、下呂地域保井戸地内において大規模な地滑りを想定していた被災箇所について、調査の結果、想定までには至らない工法で復旧することによる大幅な減額が主な内容でございます。

105ページをお願いします。

こちらは特別職の給与費明細書でございます。

下段の比較欄の合計を御覧ください。

その他の特別職の報酬467万1,000円の増額は、農業委員の農地利用適正化事業の成果報酬分でございます。

106ページをお願いします。

一般職の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

職員数は2名の減で、給料、手当を合わせて181万7,000円の減額、共済費は458万3,000円の増額で、いずれも決算見込みによる増減でございます。職員手当の内訳につきましては、下の表を御覧ください。

111ページをお願いします。

会計年度任用職員の給与費明細書でございます。

上の表、総括の比較欄を御覧ください。

報酬1,663万4,000円、給料381万9,000円の減額の主な内訳は、給食センター調理員463万円、外国語指導助手292万円、放課後児童クラブ指導員・補助指導員250万円、保育士284万5,000円など、採用数の減と不用額でございます。

113ページをお願いします。

債務負担行為の調書でございます。

先ほど10ページで説明をいたしました2業務に係る限度額と令和4年度以降の支出予定額と、その財源を示しております。

114ページをお願いします。

地方債の調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込額で227億1,917万1,000円となる見込みでございます。

以上で令和3年度下呂市一般会計補正予算（第17号）の説明を終わります。

引き続き115ページをお願いします。

議第5号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和3年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億769万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも38億6,224万円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和4年2月25日提出。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明をいたしますので121ページをお願いします。

歳入でございます。

1款国民健康保険税は609万円の増額で、それぞれ収納見込みによるものでございます。

6款県支出金、1項県負担金、3目保険給付費等交付金3億9,947万7,000円の増額は、保険給付費の増加が主なものでございます。

124ページをお願いします。

歳出でございます。

2段目で、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費3億3,780万円の増額は、療養給付費の増加見込みに伴うものでございます。

その下で2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費6,465万8,000円の増額は、高額療養費の増加見込みに伴うものでございます。

125ページの上段から126ページの上段までの3款国民健康保険事業費納付金の補正は、国県支出金の額の確定による財源組替えでございます。

その下の5款基金積立金720万4,000円の増額は、歳入歳出の差額分と基金利子を積み立てるものでございます。

127ページをお願いします。

7款諸支出金、2項繰出金、1目直診勘定会計繰出金311万3,000円の減額は、それぞれ額の確定によるものでございます。

以上で令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）の説明を終わります。

引き続き129ページをお願いします。

議第6号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和3年度下呂市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ580万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも5億5,712万円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和4年2月25日提出。

詳細は事項別明細書にて説明をいたします。

132ページをお開きください。

歳入でございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、2目保険基盤安定繰入金580万1,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

133ページをお願いします。

歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金580万1,000円の減額も、歳入と同じく保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

以上で一般会計から後期高齢者医療特別会計までの3会計の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。再開は午前11時20分といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

**○議長（一木良一君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長より発言の訂正がございましたので、これを許可いたします。

総務部長。

**○総務部長（河尻健吾君）**

すみません。先ほど一般会計補正予算の説明をさせていただきました。

予算書の32ページでございます。

32ページの中段でございますけれども、繰入金を私20款と言いましたけれども、正しくは19款の誤りでございます。

続きまして、35ページをお願いします。

消防雑入のライフライン保全対策事業負担金331万3,000円と私言いましたけれども、正しくは333万1,000円の誤りでございます。

次に、すみません、82ページをお願いします。

説明欄の中段でございます。飛騨川・桜谷公園管理費でございますけれども、私、馬瀬川というふうに説明をしました。飛騨川の誤りでございます。

もう一点、すみません、106ページをお願いします。

一般職の共済費、正しくは458万3,000円の減額でございますけれども、増額というふうに説明をいたしました。

以上4件でございます。訂正しておわび申し上げます。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第7号から議第9号までの3件について、詳細説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

私のほうから議第7号以下を説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

補正予算書の135ページをお願いいたします。

議第7号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ371万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも2億4,412万5,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和4年2月25日提出。

事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、139ページをお開きください。

歳入でございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金358万4,000円の減額は、小坂老人保健施設の運営費の減額等に伴い減額するものでございます。

142ページをお開きください。

歳出でございます。

3款施設整備費、1項施設整備費、1目施設整備費257万9,000円の減額は、施設整備及び施設維持工事等の確定による減額でございます。

143ページからは給与費明細書でございます。

次に、149ページをお開きください。

議第8号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。

令和3年度下呂市の介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ488万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも37億421万3,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。令和4年2月25日提出。

事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、156ページをお開きください。

歳入でございます。

下段、10款繰入金、1項一般会計繰入金、2目その他一般会計繰入金、2節事務費繰入金120万円の減額は、認定調査費の減額に伴う繰入金の減額でございます。

157ページをお願いいたします。

中段、10款繰入金、2項基金繰入金、1目介護保険基金繰入金315万1,000円の減額は、介護給

付費の確定による減額でございます。

158ページをお開きください。

歳出でございます。

下段、1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査費120万円の減額は、調査費の確定による減額でございます。

159ページをお願いいたします。

中段、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,600万円の増額、5目施設介護サービス給付費1,500万円の減額。

160ページをお開きください。

下段、8項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費500万円の減額まで全て給付実績見込みによるものでございます。

次に、165ページをお開きください。

議第9号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）について御説明いたします。

令和3年度下呂市の国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ361万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出とも3億278万4,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によるものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の変更は、第2表によるものでございます。令和4年2月25日提出。

168ページをお願いいたします。

第2表の地方債補正でございます。

起債の目的は、診療施設整備事業で、限度額を1,200万円から1,180万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じでございます。

事項別明細書で歳入歳出補正の主な内容を説明させていただきますので、171ページをお開きください。

歳入でございます。

上段の1款診療収入、1項医業収益、1目入院収益178万7,000円の減額、2目外来収益149万4,000円の減額、3目その他医業収益358万8,000円の増額は、診療所の収入見込額によるものでございます。

172ページをお開きください。

中段、7款繰入金、1項繰入金、1目繰入金422万9,000円の減額は、運営費の減額に伴い一般会計及び国民健康保険事業会計からの繰入れを減額するものでございます。

173ページをお願いいたします。

10款市債、1項市債、1目市債20万円の減額は、事業費の確定によるものでございます。

176ページをお開きください。

歳出でございます。

上段、3款施設整備費、1項施設整備費、1目施設整備費314万6,000円の減額は、事業費の確定による減額でございます。

177ページからは給与費明細書でございます。

181ページをお開きください。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

表の右下が令和3年度末の残高見込み額で、6,056万5,000円となる見込みでございます。

以上、3特別会計の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第10号について詳細説明を求めます。

下呂振興事務所長。

**○下呂振興事務所長（河合正博君）**

それでは、補正予算書の183ページをお開きください。

議第10号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）について説明申し上げます。

令和3年度下呂市の下呂財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ703万5,000円とするものです。款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるものです。令和4年2月25日提出。

続きまして、詳細は事項別明細書で説明いたしますので186ページを御覧ください。

歳入でございます。

主なものとしまして、下段の4款諸収入、3項雑入の15万8,000円は、財産区有林内での線下伐採により支払われた補償料です。

次の187ページ、歳出を御覧ください。

歳出につきましては、事業費の確定、歳出見込み額の精査等による不用額の減額と、下呂6区における農業用施設災害復旧事業と林道改良事業の地元負担金分を支出するための繰出金の増額と予備費での調整です。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第11号について詳細説明を求めます。

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（吉田 修君）**

よろしく申し上げます。

補正予算書の189ページをお願いいたします。

議第11号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）でございます。

令和3年度下呂市の学校給食費特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ557万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,319万1,000円とするものでございます。款項の区分、金額等は、第1表によります。令和4年2月25日提出。

事項別明細書で説明させていただきますので、192ページをお願いいたします。

なお、今回の補正につきましては主に今年度の決算見込みにより予算を調整するものでございます。

まず歳入の1款繰入金、1項一般会計繰入金は、準要保護児童・生徒の給食費分で207万円の減額となります。

3款諸収入、1項雑入は350万8,000円の減額で、内訳は給食費負担収入のうち現年度分326万1,000円の減額、過年度分は17万2,000円の増額、その他の雑入は県補助金の金額確定により41万9,000円の減額となっております。

193ページをお願いいたします。

歳出では、1款1項学校給食費で、給食の賄い材料費など557万8,000円を減額いたします。

以上で議第11号の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第12号及び議第13号について詳細説明を求めます。

生活部長。

#### ○生活部長（藤澤友治君）

よろしくをお願いいたします。

それでは、補正予算書の195ページをお願いいたします。

議第12号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和3年度下呂市水道事業会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入でございます。

第1款水道事業収益は、651万1,000円を減額し、8億9,564万6,000円とするものでございます。

次に収益的支出でございます。

第1款水道事業費用は、776万3,000円を増額し、12億6,087万5,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,279万7,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億1,219万1,000円及び消費税資本的収支調整額2,060万6,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,980万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金2億1,018万1,000円及

び消費税資本的収支調整額1,962万5,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

196ページをお願いいたします。

資本的収入でございますが、第1款資本的収入は、406万7,000円を減額し、3億5,968万1,000円とするものでございます。

次に、資本的支出でございますが、第1款資本的支出は、705万8,000円を減額し、5億8,948万7,000円とするものです。令和4年2月25日提出。

204ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市水道事業会計補正予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の収入でございます。

主な補正について説明をさせていただきます。

1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益741万8,000円の減額は、3月までの簡易水道料金の見込みによる減でございます。

同じく1款水道事業収益、2項営業外収益、2目長期前受戻入112万7,000円の増額は、主に工事負担金の増によるものでございます。

205ページをお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、2目配水及び給水費142万円の減額は、主に手数料として水道管理台帳システム利用料の減によるものでございます。

同じく1款水道事業費用、1項営業費用、4目減価償却費949万9,000円の減額は、令和2年度決算による固定資産減価償却費の移動による修正分で、現金支出は伴わないものでございます。

それでは、206ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

上段の収入を御覧いただきたいと思います。

1款資本的収入、2項負担金、1目負担金780万7,000円の減額は、工事完了に伴う工事補償金の減によるものでございます。

同じく資本的収入、3項分担金、1目分担金374万円の増額は、簡易水道への加入分担金の増でございます。

次に、下段の支出を御覧ください。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目改良費705万8,000円の減額は、工事完了に伴う工事請負費の減でございます。

197ページ以降は補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表等でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で議第12号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

続きまして、議第13号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明をさせて

いただきます。

補正予算書の207ページをお願いいたします。

議第13号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和3年度下呂市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和3年度下呂市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収益的収入でございます。

第1款下水道事業収益は349万円を増額し、17億6,295万5,000円とするものでございます。

次に、収益的支出でございます。

第1款下水道事業費用は985万3,000円を増額し、21億9,588万2,000円とするものでございます。

第3条は、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,657万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億3,647万8,000円及び消費税資本的収支調整額8万9,000円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億2,309万6,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金3億2,300万7,000円及び消費税資本的収支調整額8万9,000円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

208ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

第1款資本的収入は、679万3,000円を増額し、8億3,028万8,000円とするものでございます。

第4条は、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改めるものでございます。職員給与費を30万円増額し、2,842万9,000円とするものでございます。令和4年2月25日提出。

218ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算実施計画明細書にて説明をさせていただきます。

上段は、収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

主な補正について説明をさせていただきます。

1款下水道事業収益、1項営業収益、1目下水道使用料349万円の増額は、3月までの下水道使用料金の見込みによるものでございます。

次に、下段をお願いいたします。

収益的支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、4目減価償却費187万3,000円の増額は、令和2年度決算による固定資産減価償却費の移動による修正分で、現金支出は伴わないものでございます。

同じく1款下水道事業費用、3項特別損失、1目その他の特別損失740万円の増額は、下水道事業の公営企業会計開始貸借における公営企業会計適用の起債を営業外未収金として収入調定しておりましたが、特例的営業外未収金にも調定しておりましたため、二重調定となり、今回特別損失として計上し修正するための増額でございます。

次に、219ページをお願いいたします。

資本的収入でございます。

1 款資本的収入、2 項負担金、2 目受益者負担金107万4,000円の増額は、受益者負担金の増によるものでございます。

同じく1 款資本的収入、3 項分担金、1 目受益者分担金571万9,000円の増額は、特定環境公共下水道及び農業集落排水事業の下水道加入分担金の増でございます。

209ページ以降は、補正予算実施計画、キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表等でございます。説明を省略させていただきます。

以上で議第13号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第14号について詳細説明を求めます。

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（細江博之君）

補正予算書221ページをお開きください。

議第14号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、業務の予定量は、次のとおり変更します。コロナ禍の実績を踏まえまして、入場料並びに収入、支出とも30%程度減少、減額しております。

(1)入場者及び収益でございます。年間入場者数を4万4,400人減らしまして10万3,600人とし、利用収益におきましては3,308万円減額し7,565万円に、販売収益におきましては3,249万3,000円減額し8,412万3,000円、以上に変更するものでございます。

第3条、令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業収益を6,516万3,000円減額し、1億6,272万3,000円に補正するものでございます。

次ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業費用、補正予定額4,619万5,000円を減額し、1億8,386万円に補正するものでございます。

第4条でございます。予算第4条本文中「（資本的支出額に対し不足する額660万円は、過年度分損益勘定留保資金600万円及び消費税資本的収支調整額60万円を補てんするものとする。）」を削除し、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出でございます。

第1款資本的支出の建設改良費を660万円減額し、ゼロ円に補正するものでございます。令和4年2月25日提出。

次ページから補正予算実施計画書、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表ですのでお目通しください。

次に、230ページをお開きください。

実施計画明細書で補正額の明細を説明させていただきます。

収益的収入及び支出の収入の部でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業収益のうち、補正予定額6,516万3,000円の減額の主なものとしましては、営業収益、そのうち1目の利用収益の第1節入場料において、附記でございますが、大人個人の入場者数から減免入場者数まで変更させていただきまして、3,151万6,000円の減額でございます。

利用料、滑り台の利用料、しらさぎ座利用料の減額156万4,000円でございます。

2目販売収益の一般売上料でございますが、3,249万3,000円の減額、店舗の売上料、店舗売上料の非課税分でございます。

以上が収入における減額の主なものでございます。

232ページをお願いします。

支出の部でございます。

第1款下呂温泉合掌村事業費用のうち、4,619万5,000円の減額の主なものとしまして、営業費用のうち施設経営費2,415万1,000円の減額の内訳としまして、報償費でございます。イベント、行事等の中止により270万円の減額。

飛びまして、印刷製本費、パンフレット、それからイベントチラシ等の印刷費、合わせて220万4,000円の減額。

次ページをお願いいたします。

委託料、夏祭り・ゴールドデンウイークイベント等の中止によりまして136万円、合掌村内植栽管理等委託料でございますが、189万円の減額、合わせまして589万1,000円の委託料の減額となります。

手数料につきましては、観光業者等観光券手数料、前売り券の販売でありますとか、業者からの紹介委託料の減額250万円、縁日・交通整理等の雑踏業務でございますが、委託料153万3,000円、合わせて560万7,000円の減額でございます。

修繕費、施設等修繕並びに建物等修繕300万円の減額でございます。

3目の販売費用につきましては、2,040万円の減額でございます。内訳としまして、原材料費、飲食店舗の原材料費290万円の減額、販売品の仕入費、委託販売仕入費、それから買取販売品の仕入費、合わせまして1,750万円の減額でございます。

営業外費用としまして、消費税の見直しにより164万4,000円の減額でございます。

次ページ、234ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出の部でございます。

資本的支出の660万円の減額につきましては、建設改良費、工事請負費の合掌村電気設備改修工事費中止により660万円の減額でございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

次に、議第15号について詳細説明を求めます。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

それでは、補正予算書235ページをお願いいたします。

議第15号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）について、御説明いたします。

第1条、令和3年度下呂市立金山病院事業会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第2条は、令和3年度下呂市立金山病院事業会計予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

収入では、第1款病院事業収益のうち、第1項医業収益を1,000万円増額して10億5,385万2,000円に、第2項医業外収益を38万8,000円増額して2億9,878万5,000円といたします。

次に支出では、第1款病院事業費用のうち、第1項医業費用を656万6,000円減額して14億9,095万6,000円といたします。

第3条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,838万8,000円は、損益勘定留保資金で補填するものとしております。

収入では、第1款資本的収入のうち、第2項国県支出金を210万1,000円増額して300万6,000円、第3項繰入金を149万円減額して244万8,000円、第4項企業債を380万円減額して1,540万円、第5項寄附金は50万円を計上いたします。

236ページをお願いいたします。

支出でございます。

第1款資本的支出のうち、第1項建設改良費を33万円減額して、1億1,511万7,000円といたします。

次に第4条は、予算第5条に定めた起債の限度額を1億1,540万円に改めるものでございます。

237ページをお願いいたします。

第5条は、予算第7条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

(1)職員給与費を1,696万円減額しまして、8億1,954万円といたします。令和4年2月25日提出。

238ページをお願いいたします。

令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算実施計画でございます。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1項医業収益で1,000万円を増額いたします。増額は、3目その他医業収益の公衆衛生活動収益で、新型コロナウイルスワクチン接種など予防接種に関わるものでございます。

次に、2項医業外収益は38万8,000円を増額いたします。内訳は、3目補助金を44万4,000円増額し、4目負担金交付金を5万6,000円減額いたします。補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金など3つの補助金によるものでございます。負担金交付金の減額は、発熱外来仮設棟設置延長賃借費に係る一般会計からの繰入金でございますが、設置期間を短縮したことにより不用額を減額するものでございます。

下段の支出につきましては、1項医業費用を656万6,000円減額するものでございます。

内訳は、1目給与費が1,696万円の減額で、実績により不用と見込まれる給料、手当、法定福利費の減額でございます。

2目材料費の1,739万4,000円を増額は、新型コロナウイルス感染症の検査試薬や防護服の購入などに係る増額でございます。

3目経費の600万円の減額は、実績により不用と見込まれる賃借料と委託料の減額でございます。

4目研究研修費の100万円の減額は、実績により不用と見込まれる旅費を減額するものでございます。

239ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入につきましては、2項国県支出金で210万1,000円を増額いたします。増額は、国の医療提供体制設備整備交付金で、オンライン資格確認システム導入に係る収入でございます。

3項繰入金は149万円減額いたします。医療機器の購入によります額の確定により、国保調整交付金、一般会計繰入金を減額するものでございます。

4項企業債の380万円の減額につきましては、先ほどの繰入金と同様に医療機器購入による額の確定により減額するものでございます。

5項寄付金50万円の増額につきましては、医療機器購入の財源として御寄附をいただきましたので計上させていただきます。

次に、下段の支出でございます。

1項建設改良費、1目有形固定資産購入費で33万円を減額いたします。減額は、PCR検査機器購入による入札差金を減額するものでございます。

240ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、注記等でございます。

次に、補正予算書の最終ページ、255ページをお願いいたします。

地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

表の右から2つ目の欄、当該年度末現在高は15億1,562万9,000円となる見込みでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

議第4号、一般会計補正予算について質問させていただきます。

補正予算書86ページにあります土木費の中の都市計画費、都市再生整備事業、900万円の減額ですが、デジタルサイネージの設置見直しによる委託料の減額ということですが、どちらに設置する予定で、減額になった理由を教えてください。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

現在建設中の下呂市観光交流センターに設置するデジタルサイネージでございます。こちらのほうは指定管理を今観光協会というところで予定をさせていただいておりますが、観光協会、それからNTTさん、そういったところで未来創造プロジェクトが立ち上がり、5Gの計画を現在観光庁の事業でやっているという状況でございます。その事業が令和4年度中ということでございますので、せっかくでございますのでその事業と合わせてこのデジタルサイネージ事業を同時進行させるために今回令和3年度の事業費を落とさせていただきまして、また新たな年度にはそういった事業を計画したいというものでございます。以上でございます。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

一般会計、8ページの繰越明許費について聞きます。

衛生費で、ごみ処理施設管理運営費の臨時で214万5,000円、説明で缶プレス損害賠償請求事件の調停解決金というふうになっていますが、12月の補正予算のときの衛生弁償金で1,230万円、この金額が賠償金として解決金の中でという説明を受けたんですが、この中の214万5,000円なのか、新たにこの金額が計上されたのか、その中身を教えてください。

それから、こうやって予算が動き出したということは調停が済んで、実際にアルミ缶やスチール缶の処理というのは動き出したと思うんですが、今どういう状況になっているのか教えてください。

さい。

○議長（一木良一君）

環境部長。

○環境部長（小畑一郎君）

ただいまの件ですが、今、議員が言われたように1,230万円は解決金として補正を認めていただいたものです。この214万5,000円というのは、その中で解決金の中にはアルミプレスと、それからスチールプレス、2種類ございました。そのうちのスチールプレス分というものになります。アルミプレスにつきましては、既に搬出が完了しております、市からの支払いも進めているというところなんです。

こちらのほうのスチールプレスにつきましては、先方さんの業者のほうから搬出が必要になるわけですが、そのためには市道の通行規制、それから支障物の移転等の処理がございまして、その調整を今行っているというところで、その期間に対して不測の事態が生じているということで、今回令和4年度のほうに繰越明許費ということでお願いをしているものでございます。いずれにしましても、早期の解決を目指しておりますので、先方さんのほうと地元の調整もありますけれども、鋭意なるべく早く進めるようにして完了したいというふうに担当課のほうでは考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

214万5,000円は、この1,230万の中の一部だということで分かりましたけれども、今不測の事態が起きているのでというのは、これは当初の予算の中の一部だということに、なぜ不測の事態なんですか。何が起きているのか、12月の補正のときも私ここで発言しましたが、本当にこの事件がどうなっておるのか全く分からない。書類ももらっていないということですので、そんな予算を組んでその一部を執行するの、それも繰越明許で執行するのに不測の事態って全く説明にも何もなっていないじゃない。そのことが1つね。

それから、今の説明の中でアルミのほうは搬出というか、アルミは業者の人が四美へ持って行ってということですよ。それを下呂市が買い取るわけですよ。ということは、買取りの処理も全部済んだということですよ。今、四美にはもうないわけですから転売できたわけですよ、転売というか販売できたわけですよ。ということは、この調停の出発点は異物が入っている、売り物にならないもんだから買い取れということだったのに売れたわけでしょう、既に。これ何なんですか。業者からこんな不純物がいっぱい入っておって全く売れなかったと、だから買い取れと来たのが、買い取って売れたわけでしょう。そこら辺のことを教えてください。

○議長（一木良一君）

環境部長。

○環境部長（小畑一郎君）

アルミプレスについては市が買い戻すという状況となっております。その先につきましては、プレスした業者が引き取るということになっておりますので、その引取りが完了したということで、その引き取った先のことについては、市のほうについては確認をしていないというものでございます。

それから、今の不測の事態という話ですが、当然今のスチールプレスについては先方さんの事業者のところから持ち出すという作業がございしますが、こちらについては今説明したように市道の交通規制等がございします。それから、持ち出すに当たっての支障な部分というところを取り除かなければ持ち出せないという状況がありまして、そちらのほうの協議を今現在進めているところです。それに対して不測の事態がかかるということで予算の繰越しということをお願いしているというものでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

今、部長に説明していただきましたが、アルミのプレスについて市が買い取って業者に引き取ってもらったので、そこから先は確認してない、分からんという話でしたが、それ議会へ報告ではないですね。下呂市が買い取ったわけですから、そこから業者に引き取ってもらったで、そこから先は知らんではなく、やっぱり議会にそれも報告せないかんのじゃないですか。それをまず一つお願いしておきます。

それから、市道について不測の事態について今言われたけど、全く分かりません。理解できないんですが、こういうやり方でこの問題、繰り返しますけれども、全く我々が分からない状態で動いているということが今の説明でも言わざるを得ません。私たちは12月の補正でこの予算に賛成しませんでした。そういう意味で、この繰越明許についてはやっぱり認めることができないという立場です。

○議長（一木良一君）

環境部長。

○環境部長（小畑一郎君）

1点だけ確認をさせていただきますけれども、今回の事案というのは缶プレスに異物が入っていたということで、引取り業者のほうから主張があったというものです。ただし、市としましては当然ごみの資源化ごみをプレスしているという認識でおりますので、純度100%というのは想定しておりませんので、現在それが売れないものというのは先方さんの主張でありますけれども、市が売れないものということで渡したという認識はございませんので、その点だけはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（一木良一君）

質疑の途中ですが、ここで休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

午後0時10分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を行います。

引き続き質疑をお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

一般会計の関係で2件。

まず、今朝もらった森林環境譲与税の使途ということで頂いたんですが、補正が200万余の減額なんです、基金に積立分を残すと1,400万の減額になっているんですね。この辺の理由について、一応この表の補正理由というところに確定というようなことでうたっているんですが、せっかくの森林環境譲与税ですので使い切るということを前提に考えていただければ、例えば前から言っておりますように路網の整備、あるいは作業道の災害復旧なんかはまだ現場的にはそういった箇所が多いので、そういうことにできなかったのか。また、担い手の関係ですよね。こういったことを事業にももっとPRして使っていただくというような方法が取れなかったのか。ただ、今この表だけで見ますと、余った額を基金に積立てをしたということです。その辺の説明をお願いします。

それと災害の関係について、森96号線ですね。これの通行規制によることについて、事業の中身については全然問題ないんですが、やっていただいておりますけれども、要は高山方面へ行けませんよという標示なんですけど、例えば下呂温泉、駅をバックにして阿多野谷を上がってこうと思いますと、左折は高山方面へ行けませんという、それだけの標示なんです。やはりこれから5月の連休も控え、コロナの中ではありますが、多くの県外からも見えますので、じゃあ迂回路をどうするのかと。やっぱりそういった標示が必要じゃないかというふうに思うんですね。

特に下呂はおもてなしといいますか、ホスピタリティーの宣言都市でございますので、例えば下呂小坂線、県道88号線へのルートの誘導看板、あるいは下呂市からであればずっと阿多野谷を上ってKKRしらさぎのところから41へ誘導するような看板があってもいいのではないかと。特に私は毎日通っておるんですが、東上田へ上がる道は結構Uターンされる車が多いんですね。交通整理をやってみえる方と何度か押し問答があって、そういった人たちがまたバックして帰ったり、あるいはナビの誘導なんだろうけど、東上田1号線から41へ抜けるというような方も見受けられます。この辺についてお願いいたします。

○議長（一木良一君）

農林部長。

○農林部長（都竹 卓君）

御質問いただきました森林環境譲与税の使途についてでございます。

今補正につきましては、事業量の確定、また入札差金の減とかが大きなところの主な理由ということですが、時期的になかなか振り分けが難しいというところで、やむなく基金のほうに積み立てたというところでございます。

ただ、これはちょっと来年度予算の話にはなっておりませんが、来年度につきましては積み上がってきました1億7,800万余りの基金のうち8,500万ほど取り崩しまして、大きく充てようかと思っております。積極的に推進したいと。今年までは使途について、まだ明確な方針が決まっておられませんでしたけど、森林管理委員会の中で部会があります。森林整備、それから木材利用、森林活用の部会がありますが、各部会の中から必要な、こういうことに使ってほしいという意見を酌み取って、可能な限りそれを来年度の事業に充てるというような形の中で大きく基金も取り崩して、来年度は大きな予算を組んでいこうというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（一木良一君）

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

災害復旧工事に伴います森96号線の通行規制について、通行規制の標示が十分じゃない、迂回路についてももっと標示せよというような御指摘でございますが、6月までと長期にわたりますので、確かに議員がおっしゃるとおりいろいろところで不都合を感じておられる道路の利用者の方がいらっしゃると思います。適宜現場を確認させていただきながら、標示を増やさなければならぬところは増やすように努力してまいります。ただ看板設置場所はどうしても歩行者の邪魔になりますとか、交差点なんかでは見通しが悪くなったりということもございますので、現場条件を見ながら、できるだけ丁寧な誘導ができるように対応してまいりますので御理解をいただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

森林環境譲与税につきましては、やはり私が知る限りは何でも使っていていいと、森林行政にはですね。そういうふうに聞いておりますので、まずはやっぱり使い切ると。これだけの広大な山をどうするかというのは山内市政にとっても大きな命題だと思うんですね。施政方針も見ますと、市長の森林行政にける思いもうたってみえますので、何とかこれを毎年使い切ると、毎年度使い切るといような方向で、特にやっていただきたいというふうに思います。

それとあと今の誘導看板ですが、ただ見るたびに何て下呂市は不親切やなど、そういうふうに思うんですね。確かに看板の設置箇所と言いますが、今の看板の上につければいいことであって、新たな看板が必要だと思っておりますが、なるほど下呂というのはお客さんにとっては親切なまちなん

だろうと、そういったお客さんが思っただけのようなことをよろしくお願いします。以上。

○議長（一木良一君）

市長。

○市長（山内 登君）

森林環境譲与税については、今、農林部長が説明したとおりでございますが、本当に今年度はなかなか使い切ることができなかった。令和4年度からは本格的にしっかりと使い切る。それも含めて大きな予算をつけても、なかなか今度は事業者の方々をお願いする、本当にそこがしっかりとできるのか、使い切れるのかというところが来年度のテーマになってくると思います。いずれにしても、来年度しっかりと基金を取崩しはしますが、それでもまだ県内では一番基金が残っておるといことで、我々とするところ数年をかけてしっかりと、今、議員がおっしゃるとおり基金をしっかりと使って森林整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

また、今の96号線の案内板については、私も最初の当初では、この市役所のほうから真っすぐ下呂大橋の東詰めを渡り切るところで小川屋の向こうぐらいにしか看板が立っていなかった。あれは向こうへ行ってから帰ってこいということかという話もあって、橋の北側と、そして橋の手前にも高山方面は通れませんという案内板を出しました。今、議員のおっしゃるとおり迂回路についても今後しっかりとちょっと見直しをかけて、多くの方に分かりやすいように修正をかけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

14番 中島達也君。

○14番（中島達也君）

今、市長が答弁されましたので申し上げたいと思いますが、特に森林環境譲与税につきましては、やはり基本的には使い切るという方向でいていただきたいというふうに思います。やはり事業化、予算化するプロセス、これは新年度予算のときも私もちょうと意見を述べさせていただくつもりでおりますが、課内部内である程度事業化を決められて、市長の諮問機関で練られて了解するというのが一般的なやり方だと思いますが、やはりもっと行政としてリーダーシップを取っていただくようなことも必要じゃないかと思っておりますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長（一木良一君）

続いて、ほかに質疑ありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

お尋ねします。

一般会計のほうの58ページからずっと61ページまでに関係するんですけども、保育士の……。

○議長（一木良一君）

吾郷さん、マイクを向けてください。

○12番（吾郷孝枝君）

すみません。保育士の処遇改善の問題でちょっとお尋ねをいたします。

ここに上がっております地域型保育、最初に出ていますね、58の。それから、直営保育指定管理施設、放課後児童クラブ、障がい児ことばの教室と。こういったところの処遇改善をされるということで、これは本当に歓迎するものですが、この予算書を見ますと、よく分からないのが、1つにはこの賃上げの対象になる人員、これをそれぞれのところで教えていただきたい。それから、特に直営保育のところでは正職員は除くというふうになっているんですね。今回は会計年度任用職員、ここの部分だけ上げるということですが、これは法の趣旨からいっても公務員、特に保育に携わる公務員も賃上げの対象になっているんですね。ここの理由をちょっと教えてください。それだけまずよろしくお願いします。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

今、議員御質問のありました、まず正職員の賃上げにつきましては、下呂市の場合は保育士一般職の給料表で給料が支払われておりますので、他町村とかですと福祉職の給料表を使ってみるところもありまして、それよりも若干給料が当初は福祉職のほうが高いんですが、後半のほうにいきますと一般職のほうが高いということで、一般職につきましては今回見送りをさせていただいたというところでございます。

会計年度任用職員等の人数につきましては、すみません、ちょっとここに正確な数字がないので後ほどちょっと調べて御報告させていただきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

今の部分ですが、まず正職員は除くという、ここの部分ですね。これはやっぱり法の趣旨からいってもちょっと違うんじゃないかと。本当に今度のコロナの関係で保育園の重要性、これが非常に高まったと思います。本当に大事な施設。そこで働く方たちは自分が感染して子供にうつしちゃいけないと、物すごいストレスの中で頑張られた。全国からこの保育職の賃金が1か月全職種の平均と比べると大体8万円から9万円低いと、こういうことで上げるべきだという声が高まって、今回の改正になったというふうに私は理解しているんですが、それで今回は見送ったけれども、次はぜひ検討されるのかどうか、その点と、それからもう一つは国の補助対象が保育の配置基準上の分しか手当てされない、国の補助金が来ないということなんです。その部分では私は下呂市の対応はいいことだと思うんです。ここの中で調理員の方とか、それから栄養士の

方、こういう方も全部賃上げの対象にしてみえるので、これはこれでいいと思うんですけど、そうすると足りない分がありますよね、賃上げの部分で。平均9,000円と言われるんですけど。それが分母が広がって、国から来るお金に比べると、9,000円ぐらいの平均にならないんじゃないかというふうで、先ほど人数をお聞きしたのは大体1人平均どのくらい上がるのかなということが出たかったものですからお尋ねしたんですが、その点手当てする必要があると思うんです。この関係のところは平均で9,000円ぐらい1か月上がるように、ここの部分を手当てする必要があると思いますが、この辺の考え方を聞きます。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

まず最初に、保育士の給与が正職の分が上がっていないところで、そこを上げるのが国の目的だということでは私どもも重々承知をしておりますが、先ほども申しましたように、下呂市の保育士は一般職の給料表と同じ給料表でお支払いをしていますので、決して下呂市の保育士の給料が低いというわけではないというふうに思っております。そこを上げるということになりますと、努力をしていただいておりますところは十分認めておりますし、大変な思いをしてみえるということも理解はしておりますが、給料に関しては決して処遇がよくないというわけではないというふうに認識をしておりますので、そこは御理解をいただきたいというふうに思っておりますし、先ほど議員がおっしゃられました保育士以外の会計年度任用職員の方につきましては、同じこども園で努力をしていただいておりますということで、全ての方について9,000円程度上がるようにということで試算をして要求しておりますので御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかにありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

議第14号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算についてお伺いします。

231ページ、収入の4目雑収益ですが、ここに80万計上がされておるわけなんですけれども、これは前の使途不明金に対する寄附なのかどうかということ。その場合、何人かとかそのような内訳がどうなっているかと、もしこの使途不明金目的の寄附金の今までの金額ですね、累計が分かれば教えてください。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

議員おっしゃるとおり、使途不明金の寄附金がこちらの金額になっております。現在は13件で

85万ということでございます。50万は減っておりますけれども、ほかの雑収入が当然減っておりますので差引きになっておりますが、寄附金におきましては13件の85万でございます。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

13件の85万で、5万円が何か違う目的で減っているということですか。80万、5万減っているのが。それと、現在まで全てで85万という認識でよろしいでしょうか。

○議長（一木良一君）

観光商工部長。

○観光商工部長（細江博之君）

13件で85万円、差額につきましては、ほかの雑収益が当初36万円で見えておりましたけれども、駐車場の貸出しでありますとか、そういったところで金額が減っておりますので、差引きでこの予算書のほうには80万の増となっておりますが、寄附金につきましては13件の85万ということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

1点ちょっとお伺いします。

96ページの学校管理費、施設整備事業の中で、萩原南中の多目的トイレ整備で693万円と上がっておるわけですが、通常の考えでいきますとやっぱり計画的に学校整備を進めなきゃいけないと思うんですね。補正で上がってくるという仕組み自体があまりよくないんじゃないかなと思うんです。やっていただくことはいいんですけど、やっぱりいろんな学校があるわけで、私の住んでいる地区の学校もそうだったんですけど、以前学校の施設について校長先生等とも話したんですけども、なかなか予算がなくてやってもらえないというのが今までずっと来ています。それぞれの学校でそういった要望等もあるわけなんですけど、その辺についてちょっと確認を取りたいということと、この南中の多目的トイレ整備についての経緯とどのような感じのトイレ、改修なのか新設なのか、その辺をお願いします。

○議長（一木良一君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（吉田 修君）

御質問ありがとうございます。

萩原南中のトイレにつきましては、豪雨災害のときも避難所になりまして、そちらのときにも

車椅子の方が利用できないと、そういう要望を受けておりました。なので、来年度、4年度で何とか整備したいというふうに考えておりましたが、ここへ来まして今度新しく入学される生徒さんの中でどうしても多目的トイレが必要な方が出ましたので、急遽前倒しで整備が必要になったということでございます。

今、場所につきましては体育館の下1階の部分に今男子用・女子用のトイレがありますが、そこをちょっと改修しまして、車椅子が使えるような形に改修したいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（一木良一君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

大変分かりました。そういった説明をしていただくと早く分かると思いますので、今後そういったようなことがありましたら事前に説明を加えていただければありがたいと思います。以上です。

○議長（一木良一君）

ほかに質疑ありませんか。

〔挙手する者なし〕

ただいまここで発言の訂正を求められております。

生活部長から発言がありますけれども、その前に皆さんのお手元に配付しました資料、これも差替えを求められておりますので暫時休憩をいたします。よろしくをお願いします。

午後1時23分 休憩

午後1時24分 再開

○議長（一木良一君）

会議を再開いたします。

ただいまの差替えについては、補正額のそのものには訂正はございませんので認めさせていただきました。ただいまから生活部長より発言の訂正をお願いいたします。

生活部長。

○生活部長（藤澤友治君）

このたび誠に申し訳ございません。議案の訂正について説明をさせていただきたいと思っております。議案の議第13号の令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）についてでございます。第3条における金額に誤りがございましたので、金額訂正をお願いするものでございますが、説明させていただきますと、第3条の1行目から2行目の当年度及び過年度の損益勘定留保資金、前の金額は3億3,647万8,000円となっておりますが、そこを3億3,648万7,000円に訂正するものでございます。議案の差替えを、誠に申し訳ございませんがよろしくお願ひしたいと思ひます。それと議長が申しましたが、補正額にはその後には訂正ございませんのでよろしくお願ひします。

それと水道事業会計、205ページでございますが、私、収益的支出のところで減価償却費949万9,000円の減額と申しました。増額の発言でございますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（一木良一君）

続いて、金山病院事務局長からの発言の訂正がございますので許可をいたします。

金山病院事務局長。

○金山病院事務局長（加藤和男君）

議第15号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）で説明に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

補正予算書の138ページをお願いいたします。

ページの一番下になりますけれども、収益的支出の研究研修費の科目を4目と説明させて……。ごめんなさい、238ページでございます。ページの一番下になりますけれども、収益的支出の研究研修費の科目を4目と説明いたしました。記載のとおり6目研究研修費でございます。申し訳ございませんでした。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

すみません、先ほど吾郷議員から御質問のありました人数につきましてですが、保育所職員が60名、放課後児童クラブの補助指導員につきましては37名ということですので、合わせて97名ということですので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（一木良一君）

再質問ですか。もう3回されましたので。

[発言する者あり]

ちょっと待ってください。

12番 吾郷議員。

○12番（吾郷孝枝君）

すみません。先ほどお尋ねしたのは指定管理のところも言ったはずですので、その部分はまだ分からないということですか、今のお答えで。

○議長（一木良一君）

健康福祉部長。

○健康福祉部長（今瀬成行君）

すみません。指定管理の職員さんにつきましては、一応全ての指定管理の職員さんが対象だというふうに認識をしておりますが、それぞれの指定管理者さんのほうで人数をはじいていただいておりますので、そちらについては今ここでは詳細は分かりかねます。以上です。

○議長（一木良一君）

執行部の皆さんにお願いしておきます。会議が開会してからの資料の差替えは今後できるだけないようにお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第4号から議第15号までの12件については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第4号から議第15号までの12件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第4号 令和3年度下呂市一般会計補正予算（第17号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数です。よって、議第4号は原案のとおり可決されました。

議第5号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第5号は原案のとおり可決されました。

議第6号 令和3年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第6号は原案のとおり可決されました。

議第7号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

議第8号 令和3年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第8号は原案のとおり可決されました。

議第9号 令和3年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第9号は原案のとおり可決されました。

議第10号 令和3年度下呂市下呂財産区特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第10号は原案のとおり可決されました。

議第11号 令和3年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

議第12号 令和3年度下呂市水道事業会計補正予算（第5号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

議第13号 令和3年度下呂市下水道事業会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議第14号 令和3年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計補正予算（第3号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第14号は原案のとおり可決されました。

議第15号 令和3年度下呂市立金山病院事業会計補正予算（第6号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第15号は原案のとおり可決されました。

## ◎市長施政方針説明

### ○議長（一木良一君）

日程第28、市長施政方針説明を求めます。

市長。

### ○市長（山内 登君）

令和4年第2回下呂市議会定例会が開催されるに当たりまして、本日提案いたしました当初予算案をはじめ各議案の御審議をお願いいたしますとともに、令和4年度の市政運営の基本方針について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解をお願い申し上げます。

初めに、このたびの新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、感染された方々、現在も療養しておられる方々、その御家族、関係者の皆様方には、心よりのお見舞いを申し上げます。

また、感染された方々を救うため、日々尽力しておられる医療従事者の皆様、細心の注意を払い、介護等の業務に当たっておられる福祉関係者の皆様に対しましても、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

私が市長に就任して今月で1年10か月が経過いたしました。就任当初から新型コロナウイルス感染症対策、下呂温泉合掌村の用途不明金問題、令和2年7月豪雨災害、そして令和3年の8月豪雨災害など、相次いで発生した重大事案への対応に追われる日々となりました。

特に新型コロナウイルス感染症に関しては、本年度に入りましても依然終息の見通しは立たず、現在の第6波まで休む間もなく感染の波が押し寄せ、人流が抑制されたことにより観光をはじめ、多くの業種に大きな影響を与えました。特に宿泊業及び飲食店をはじめとする市内事業者の皆様には、休業や営業時間の短縮、または酒類やカラオケの提供を控えていただくなど、多大なる御協力をいただいているところです。

市の基幹産業であるホテル・旅館業等の観光業界の皆様におかれましても、徹底した感染防止対策を講じていただくことで感染を封じ込めていただいております。全国的にこれだけ長期にわたって大規模な感染が継続する中で、下呂市にあっては、これまで観光関係に由来する感染は確認されておりません。こうした各方面からの多大なる御協力、御努力に対して、繰り返しになりますが、改めて深く感謝を申し上げます。

市としましても、市内の感染状況を見据えながら、本年度も数々のコロナ対策を実施してまいりました。具体的な事業の一部を御紹介しますと、新たな感染者の発生防止のために、医療機関の検査体制の強化策として、市立金山病院や小坂診療所へのPCR検査機器の導入、あるいは教育・保育の現場における感染防止対策として、小・中学校や放課後児童クラブに非接触型赤外線体温計や空気清浄機の配備などを進めたところです。

また、長期にわたる感染の波により大きな打撃を受けている市民生活・社会経済活動の回復支援としては、令和2年度の8,000円の商品券に引き続き、5,000円分の地元応援商品券を全市民の皆様へに配布させていただきました。

このほか、市内事業者の皆様にしきめ細かな支援の手が行き届くようにと、国・県の支援制度の対象とならない方々を含めた市内事業者の皆様に対する市独自の給付金の上乗せ支援や、あるいは旅館・ホテルなどの宿泊施設の経営継続のための支援金の交付なども実施してまいりました。

また、新たな日常に向けた対策として、本年度、最も力を入れて取り組んでまいりましたのは、何をおいても市民の皆様へのワクチン接種の推進です。接種の体制づくりに当たっては、医師会、薬剤師会ほか多くの関係団体の全面的な御協力を賜り、まさにオール下呂市で臨んでまいりました。さらには、観光協会や建設業協会の皆様の御協力で職域接種による接種も進めていただきました。このような市民の皆様や各団体の御協力のおかげで、現在、市内の全対象者のおよそ91%の方々が2回目までの接種を終了しております。そして、既に御案内のとおり、現在3回目の接種についても前倒しで鋭意進めているところです。引き続き市民の皆様にはワクチン接種の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いを申し上げます。

しかし、市政の問題はコロナへの対応ばかりではありません。コロナ対策については気を緩めることなく継続しながらも、同時に市に山積する様々な課題にも全力で対応していかなければなりません。こうした思いで、本年度も引き続き可能な限り市内各地を回り、市政の現場を自分の目でしっかりと確かめながら、市民、事業者をはじめ各関係団体の皆様のお話を伺う機会をいただいております。お話の中では、温かい励ましのお言葉から、市政に対する御要望、あるいは厳しい御指摘に至るまで、様々な御意見をいただいたところです。こうしたお話しに真摯に向き合う中で、改めて市の将来を左右する非常に重要な課題について、強く認識し直したところです。私が市長として掲げる「ワンチーム」「熱いリーダーシップ」「夢に向かって」、この3本柱を基本姿勢に、こうした課題の解決に立ち向かってまいります。

下呂市の重要課題と言え、まず上げなければならないのは人口減少です。下呂市の人口は、昭和35年の4万8,314人から一貫して減少傾向にあります。直近の市の分析では、令和2年10月時点の人口を3万1,050人と予測しておりましたが、昨年11月に公表された令和2年国勢調査の確定値では3万428人と、予測を上回る減少結果になりました。

こうした人口減少対策に取り組んでいくため、市への移住・定住の促進策や、基幹産業である観光産業をはじめとした産業振興の活性化による交流人口及び関係人口の増加促進、少子高齢化対策としても、結婚・出産・子育てをしつつ、仕事がしやすい環境の整備などを推進してきたところです。

地方における人口減少は全国的な傾向であり、国・都道府県も地方創生の名の下に、こうした人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目指し、様々な取組を実施しています。市としても、短期、中長期でできることなどをしっかりと整理しながら、今後もこの重要な課題に全市を挙げて取り組んでまいります。

また、こうした人口減少対策と切っても切れないもう一つの重要な課題としては、もっと住みたい、訪れたいと感じられるような魅力ある地域づくりを上げなければなりません。私が市内を回る中で多くの方々からいただいた御意見は、地域間の格差に関するものでした。下呂市は広大

な面積を有していますが、当然ながらその人口分布には地域ごとの偏りがあります。市民の皆様のお困り事への対応など、お住まいの場所によって市政との距離感に差が生じてしまうというようなことのないようにしなければならない一方で、それぞれの地域にはそれぞれの資源、魅力があり、こうした地域の実情に応じたまちづくりを進めていくことも必要です。

このような考えに立った地域づくりの実現のため、今回、本会議に提案しましたのが、私の公約にも掲げております振興事務所の機能強化です。組織改編の全体的な概要については後ほどお話しさせていただきますが、こうした組織的な機能強化を図りながらも、従来からのまちづくりの取組もより一層推進してまいります。

また、地域資源を生かしたエコツーリズムの取組を積極的に進めることにより、下呂温泉から市内各地域へ観光客が波及し、それが持続可能な滞在型観光地づくりにつながることで地域の活性化が図れるように努めてまいります。

こうした市政の重要課題をはじめ、災害復旧、環境問題など、市民の皆様ご安心・安全な暮らしのための取組から、公園の整備やスポーツ振興など、豊かで楽しい生活に直結する環境整備まで、多くの課題に全力で取り組んでまいります。

一つ一つの課題を解決し、市民の皆様がわくわくすることのできる下呂市づくりを前へ進めるため、私の公約にも掲げました3つの方針を基本として、これから順番に来年度に向けた市政の運営方針を述べさせていただきます。

まず初めに、方針の1つ目、「活力と魅力あふれるまちづくり」についてです。下呂市に住んでおられる人たちの笑顔あふれるまちづくりとして、観光事業のさらなる飛躍、農林水産業など第1次産業の活性化、あるいは人口減少対策にも直結する移住・定住、雇用促進などを推進してまいります。

市の基幹産業である観光産業について申し上げますと、まだコロナの影響がほとんど出ていなかった令和元年の観光客数は約255万人であり、そのうちの宿泊客数は、平成2年度に約165万人に達して以降、全国的に厳しい不況の中にあっても100万人の大台を堅持してまいりました。令和2年度、3年度の観光客は新型コロナの影響により大幅に減少いたしました。それゆえのアフターコロナを見据えた観光誘客には、より一層力を入れて取り組んでいかなければなりません。

また、およそ5年後に開業が迫ったりニア中央新幹線岐阜県駅から、当市が1時間圏内にあることや、JR高山線についても本年7月にはワイドビューひだの新型車両が運行開始となること、さらには8年後の2030年には下呂駅開業100周年を迎えることなどを考え合わせても、期待される都市部からの新たな人の流入、観光誘客効果は市の経済的発展の追い風となることに疑いの余地はありません。こうした絶好の機会を生かすために下呂市ならではの魅力を最大限に生かした産業・仕事づくりを進めるとともに、並行して人を下呂に呼び込むための取組も進めてまいります。

特に、令和4年度の観光振興の取組として特筆したいのが、既に御案内のとおり、市の観光誘致の拠点施設となる下呂市観光交流センター、愛称「湯めぐり館」が4月にオープンすることで

す。下呂駅からのアクセスもよく、下呂大橋を渡ってすぐという温泉街周遊の入り口とも言えるこの施設を中心として、関係団体の方々と力を合わせながら、まち歩きや市内5地域全体への周遊の仕組みを展開するとともに、市民と観光客が交流できる場となり、新たな観光資源となることを目指してまいります。

また、第1次産業に目を向ければ、本市は総面積の約92%を森林が占める緑あふれる山間地であり、また住宅地、農地、道路等の生活空間を縫うように、2つの清流、飛騨川と馬瀬川が流れる農林水産業に適した自然豊かな地域であります。

森林整備については、令和2年度、3年度に見舞われました豪雨災害による甚大な被害に対する復旧作業を令和4年度も引き続き取り組んでまいります。

また、こうした災害復旧はもちろんのこと、国から交付される森林環境譲与税を活用した林業の活性化にも本格的に力を入れてまいります。

具体的には、森林経営管理制度により市に管理を任された山林について、市発注による間伐を本格化させ、令和4年度には市内5か所で計250ヘクタールを実施する予定です。このほか、谷沿いに倒れ込んだ倒木の撤去についても、令和2年7月豪雨災害で被災した小坂地域を重点的に市内13か所で実施するほか、市産材の利用促進施策として実施している下呂の森が育んだ木の家推進事業補助金の新築の補助単価を引き上げるなど、林業のさらなる活性化を図ってまいります。

さらに、令和4年度の新たな施策として、地域の森林を守る団体の活動を支援するための交付金制度を新設いたします。下呂市には長年にわたって下呂市の森林整備・管理を担い、多くの知見・経験を有する活動意欲ある団体、森林造成組合がそれぞれの地域にあります。こうした団体に対する財源支援を行うことで、地域の山林の見回りや境界確認、林道・作業道の維持管理などを推進してまいります。

また、本市の畜産産業については、高い評価を受ける下呂市産米の稲作を主体に、夏の冷涼な気候と昼夜の寒暖差を生かした夏秋トマトやホウレンソウ、花卉などの施設園芸、菌床シイタケ、お茶の栽培、あるいは飛騨牛ブランドなどの和牛を中心とした畜産業が生産の中心となっています。

こうした市の誇るべき農畜産業を守り、後世に引き継いでいくことは、我々の世代が担うべき重要な役割の一つです。農業従事者の高齢化は進行している一方、経営耕地をもつ農家は減少してきており、その担い手不足が深刻化しています。そのため、地域全体で農業を守るための仕組みづくりを推進し、地域の後継者となる新規就農者の確保に向け、就農希望者の募集から、就農につなげるための研修の充実、就農後のフォローアップに至るまで、一貫した支援の充実を図ってまいります。

畜産業についても、後継者となるべき方々の新規事業参入や、中核農家の頭数規模の拡大による生産力の確保を図るとともに、本年開催されます全国和牛能力共進会に向けた農家の取組についても支援を進めてまいります。

また、営農条件の悪い農地の荒廃なども危惧されるところです。市では農地の集積、集約化を

加速するため、農地の担い手と出し手のマッチングを支援するとともに、遊休農地を利用して新たに営農を開始される方に対する経営支援など、農地整備、農地集積・集約化の対策を、地域の御協力をいただきながら引き続き実施してまいります。

また、先ほど申し上げた人口減少への対策という面では、下呂市への移住・定住を促進することも重要な取組の一つです。市に人を呼び込むための情報発信や、都市部での移住・定住相談会、イベントへの積極的な参加を通じて、市の関係人口、移住人口増加を図ってまいります。

また、都市部に暮らす若い人たちに一定期間、市に滞在いただいて、働いて収入を得ながら地域の人たちとの交流・学びの場などを通じて地域を丸ごと体感してもらう、いわゆるふるさとワーキングホリデーを一層推進し、若い世代との交流促進に重点を置きながら、地域との連携強化を図ってまいります。

また、目標額5億円を新たに掲げましたふるさと納税寄附金については、本年度、目標の到達に向けて鋭意努力しているところです。ふるさと納税寄附金は、いまや市にとって非常に強力かつ貴重な財源の一つとなっています。これまで当市に御寄附を賜りました方々に対して、改めて感謝を申し上げますとともに、来年度につきましても、より多くの方々からさらなる御厚意をいただけるよう、返礼品を取り扱う事業者の販路開拓や、特産品のPRに重点を置いてまいります。そのため、それらの業務推進により適した「商工課」にこのふるさと納税事業を移管した上で、課内に「ふるさと納税推進室」を設置いたします。協力事業者の皆様と連携し、寄附者への特典の贈呈や、ふるさと納税ポータルサイト等の活用によるさらなる情報発信を行い、加えて寄附件数の増加に対応した事務の効率化にも配慮しながら、より一層力を入れてまいります。

雇用関係について申し上げますと、働き手となる若い世代の都市部への流出などにより、市の人手不足は慢性化している状態です。令和元年10月の生産年齢人口の割合について申し上げますと、県全体では57%であるのに対し、下呂市は48.6%と、県内の市の中では特に少なく、労働力不足は顕著です。

こうした状況の中、市は令和4年度の新たな取組として、下呂市内で就労していただいた新規採用者の方々に対し、新規就職者激励会を開催いたします。新規採用者の方々の門出を祝福・激励するとともに、ビジネスマナーやワーク・ライフ・バランスなどの研修会を開催し、参加者同士による幅広い交友関係の構築の一助となれればと考えています。

またこのほか、新規学卒者や市への移住を希望された方々のため、市内の事業所へ就職していただくための促進事業の実施や、市内で新たに創業される方々への支援など、従来から実施している取組も継続し、働く場の確保と地域経済の活性化に努めてまいります。

また、本会議には、企業立地促進制度に係る改正条例案も上程しています。生産年齢人口の減少や、非正規雇用労働者の増加に伴う慢性的な労働力不足の現状を勘案して、従来の助成措置の要件を一部緩和し、市内への企業立地の促進や、従来から市内で事業を営まれている企業の方々の設備投資等を一層支援していくことで、雇用環境の改善並びに周辺事業の活性化につなげてまいります。

こうした深刻な労働力不足に直面した場合に、必ず議論しなければならないのは、限られた人的・物的資源で、いかに生産性を保持・向上させていくかという問題です。本市は、平成28年度における産業従業者約1万6,000人のうち、宿泊業・飲食サービス業の従事者が約3,000人と、全体の2割近くを占めています。こうしたサービス産業が生産年齢人口のさらなる減少が避けられない将来に向けて取り組むべき対策として、労働生産性を高めること、つまり労働者1人当たりの生み出す付加価値を高めることは必須の取組となってきています。

こうした考え方の下、令和4年度の新たな事業として、生産性の無駄をなくし、業務効率を改善させるトヨタ生産方式「カイゼン」の普及促進を図るため、下呂市の基幹産業である観光関連産業を中心とした生産性向上の取組を進めてまいります。生産現場で労働に従事する方々が現在の無駄の改善を図るため、様々な知恵を出し合い、解決策を考えて提案と実践を行うこの手法を深く理解し、幅広く観光・商工業事業者をまとめることができる団体のお力を借りながら、その普及促進を図ってまいります。こうした取組がSDGsの持続可能な17の開発目標の一つ、「働きがいも、経済成長も」の実現につながっていくものと確信しております。

また、こうした生産性の向上と切っても切れない関係性にあるのがデジタル化の分野です。デジタル化の動きとしては、国において昨年9月にデジタル庁が発足し、デジタルトランスフォーメーションの名の下に、行政、経済、市民生活などの様々な局面で、デジタル化の推進が叫ばれています。

こうしたデジタル化の大きな波が打ち寄せる中、市は来年度、組織改編の一環として、新たにデジタル課を立ち上げることにしています。最新技術を用いた庁内の業務効率化やテレワークの推進、また市民の皆様が市役所に出向く手間を省くことができるような行政手続のオンライン化をより一層力を入れて推進してまいります。

こうした取組を検討していく中であっても、デジタル化そのものを目的とするのではなく、市民の皆様のご生活の向上に資する取組となっているか否かを見極めながら、同時にデジタル化の波に取り残されて困る方々が出ることをないよう、市民の皆様としっかりと向き合いながら進めてまいります。

2つ目の方針は、「安全安心なまちづくり」についてです。

近年、全国的な異常気象による集中豪雨や、地震等による大規模な災害が相次ぐ中、下呂市においても平成30年、令和2年、令和3年に甚大な豪雨災害が発生した経験などから、市民の皆様のご防災意識は高まっています。飛騨川、馬瀬川をはじめ市内を流れる多くの河川や、多くの山林に囲まれた下呂市ですが、こうした市が誇る豊かな清流や森林も、一たび豪雨などの災害に直面すれば増水や土砂災害など、場合によって人命を脅かす危険な自然へと姿を変えます。こうした脅威から市民の皆様のご生命・財産を守るため、地域防災を担う人的・物的体制を強化しながら、県等の関係機関とも連携を密にし、危険箇所の把握と、それらの適切な整備、改良を進めていくことが必要です。

このため、令和4年度は人命救助や警戒・避難誘導など、災害における様々な場面で、地域の

防災力の要として活躍していただいている市の消防団員について、その年額報酬等を増額するなど、処遇の改善に取り組んでまいります。また、火災・救急をはじめとする各種の消防業務における迅速・的確な通信連絡体制の確保に寄与する市消防本部の高機能消防指令システムが老朽化していることから、これを更新し、令和5年度の本格運用に向けた準備を進めてまいります。

また、インフラ整備としては、令和4年度も引き続き被災箇所の早期復旧に努めるとともに、災害を未然に防ぐ事前防災対策に取り組んでまいります。具体的には、周辺の住宅地に多大な被害を及ぼした下呂地域の黒戸谷、金山地域の長洞谷の河川改修、市道につきましては、落石のおそれのある危険箇所の防災対策、橋梁の耐震化及び長寿命化を計画的に進めます。このほか、普通河川等の機能保全が急務になっていることから、地域の要望を伺いながら実施する普通河川や排水路の維持補修に要する予算を増額し、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

また、激甚化・頻発化する災害からの迅速な復旧のためには、災害に強い幹線道路のネットワーク整備が必要です。下呂市の大動脈である国道41号をはじめとする市内主要道路には、雨量規制による通行止め区間が存在し、2年連続の豪雨災害により、通勤や通学、観光客、物資の流通等に大きな影響を及ぼしました。このため、より安全で安心な道路を目指して整備が進められている国道41号屏風岩改良・門原防災の早期完成を関係機関と連携して強力に推進するとともに、その北側の三原防災につきましても早期事業化を図ってまいります。

さらに、濃飛横断自動車道につきましては、2027年のリニア中央新幹線岐阜県駅の開業を見据え、県、近隣市町村及び関係団体と緊密に連携して、一層の事業促進を図ってまいります。

また、国道257号や主要地方道宮萩原線をはじめとする県管理道路につきましても、雨量規制や大型車両規制・河川増水に伴う通行止め解除に向けた対策や、安全な通学路を確保する歩道整備等の促進を県に対して強力に働きかけていくほか、市民の暮らしを支える道づくりを計画的に進めてまいります。

また、本市は中山間地に居住地が点在しており、また少子高齢化が進行していることも相まって、通学・通院・買物などの日常生活における移手段の確保も重要な課題となっています。こうした市民の皆様の足を確保する手段の一つとして、利便性や効率性の高い公共交通網の確立があります。

暮らしに密接に関係した公共交通は、市民の皆様の生活・行動の変容に伴って柔軟に、きめ細やかにサービスの内容を変えていく必要があります。こうした考え方の下、令和4年度からは、市内の中学校の生徒の皆さんの下校時間が一律となったことに合わせた市内コミュニティバスのダイヤ改正も行います。また、市内全地域のデマンドバスについて、利用者数の増加や若い方々にもバス利用を通じた地域の知見を広げていただくことを目的として、中学校及び高校生の利用料金を新たに定めて運行するほか、福祉パスポートをお持ちの方が御利用いただける地域も全域に拡大してまいります。また、金山地域についても、現在の利用状況を踏まえ、コミュニティバス、デマンドバス双方を組み合わせた柔軟なダイヤ改正を実施いたします。こうした取組を進めながら、公共交通網の利便性・効率性を踏まえた見直しを随時行い、地域の実情に見合った交通

網の充実に取り組んでまいります。

このほか、市民生活に必要なライフラインとしては、上下水道の課題もございます。近年の人口減少に伴い、料金収入が減少し、現在の料金体系だけではサービスの維持や施設の管理、老朽化した施設の更新が困難になっています。今後、事業の実態に即した料金改定や、さらなる民間活用により、持続可能な上下水道事業に向けた取組も推進してまいります。

また、安全・安心なまちづくりとは、こうした道路や河川、公共交通、上下水道など、目に見える施設の整備、サービス内容の充実に限られる話ではありません。市では、少子高齢化の進展に伴い、現在の団塊の世代の方々が後期高齢者となる2025年を見据えて、高齢福祉施策の推進と、介護保険制度の円滑な運用に向けた取組を実施しています。また、介護に従事していただく方の人手不足も深刻化しており、人材確保に向けた取組にも力を入れてまいります。

こうした状況から、地域の医療、介護、予防、住まい、生活支援の場面で連携した包括的な支援体制、いわゆる地域包括ケアシステムを地域で形成しながら、着実に対応していくことが重要であると考えています。市民の皆様が御高齢になられても、可能な限り住み慣れたこの下呂市で御自分らしく暮らし続けていただけるよう、ハード、ソフトの両面で環境整備を進めてまいります。

具体的な取組といたしましては、介護予防と生活支援の強化を目指し、基準緩和型サービス、いわゆる通所サービスAを、本年度は金山地域でモデル事業として実施してまいりましたが、令和4年度は、正式な介護サービスとして提供地域の拡大を進めます。また、介護予防に取り組む意識を高めていただけるよう、高齢者の方の体力測定を令和3年度に引き続き実施いたします。

こうした介護予防施策のほか、介護人材確保のための施策としては、介護現場の負担軽減のため、省力化・機械化補助金を活用した働き方改革の推進、初任者研修の開催や、介護現場におけるトライアル雇用、訪問介護事業に対する支援なども継続してまいります。

また、老朽化が進む萩原地域の特別養護老人ホームあさぎりサニーランド及び市内デイサービスセンターの維持修繕、統合・建て替え計画なども進め、市民の皆様に適切な質・量の介護サービスを提供できるよう、計画的な取組を進めてまいります。

こうした介護の取組と密接な関わりを持つのが地域医療の分野になります。市民の皆様の命を守る医師の招聘や看護師の確保、病院の診療科の存続や、救急医療体制の維持は非常に重要な課題です。今後、高齢化の進行による医療需要の増加が予想される中、本市ではこうした課題に取り組むべく、医師会や県、近隣市町村と連携しながら、医師の招聘、看護師確保に努めてまいります。

特に来年度は、新型コロナの影響で、令和2年、3年と実施することがかなわなかった下呂市独自の僻地医療セミナーをぜひとも再開したいと考えています。岐阜大学医学部と連携して医学生を下呂市に招待し、市内の医療機関で1泊2日の体験研修を実施するものですが、令和4年度は、医師派遣の要となる大学教授にも下呂市の地域医療の実態を御覧いただき、市への医師派遣へとつなげてまいりたいと考えております。

このほか、市内病院で特に不足している産婦人科医や、脳神経外科手術など高度な技術を要する医師の招聘についても、引き続き医療機関や県、関係市町村と協力して進めるほか、看護師についても、看護師養成大学等に在籍する学生等に対する修学資金の貸与を継続し、市内病院における看護師の充足を図ってまいります。さらに、市医師会、市薬剤師会の協力を得て実施している、軽度の救急患者医療を担う休日診療所も継続し、病院に勤務する医師の負担軽減につなげてまいります。

本市は、下呂市立金山病院と岐阜県立下呂温泉病院という2つの二次医療機関と17の診療所が連携して地域医療を守っています。こうした地域医療環境を維持するためにも、病院及び診療所の役割分担を広く市民の皆様に御理解いただき、また2つの病院、市内の各診療所が互いに補完し協力し合うことで、市民の皆様に安心していただける地域医療を提供してまいります。

また、治療だけではなく、予防に向けた取組も重要であると考えております。御存じのとおり、下呂市は令和元年度に国が主催する「健康寿命をのばそう！アワード」の生活習慣病予防分野で、まちぐるみで食環境整備に取り組みながら健康寿命の延伸を目指す「下呂・減塩・元気大作戦」が、厚生労働大臣最優秀賞を受賞しています。こうした子供の頃から減塩を意識する食生活改善に向けた取組を令和4年度も引き続き力を入れて進めてまいります。

3つ目の方針は、「市民本位のまちづくり」についてです。

先ほども申し上げたとおり、お住まいの地域によって、市民の皆様の間で行政サービスの格差が生じることがあってはならない一方で、市内それぞれの地域の特色、資源、魅力を最大限に生かした活力あるまちづくりをしていく必要があります。しかもそれを迅速、確実に、市全体の明確な方針に基づいたかじ取りをしながらです。

市役所の組織改編の全体像については、この後詳しくお話をさせていただきますが、地域振興に関して申し上げますと、今回の組織改編の一環として、新たに地域振興部を立ち上げ、市内5地域の振興事務所は、この地域振興部の調整、かじ取りの下に、真に公平な地域づくりを実施することとしています。その体制といたしましては、地域振興部長の統括の下、各地域の振興事務所には部長級の次長を所長として配置し、地域振興部が重要方針のかじ取りを行いながら、一方でスピード感を持って対応しなければならない事案に対しては、現場における迅速な判断、対応が可能な体制を堅持してまいります。

ただし、こうした体制を整えることは、まちづくりを進めるための前提であって、ゴールではありません。市民の皆様の声が行政に反映されること、そのために忘れてはならないのは、あくまで人と人との関わりの中で、丁寧に御意見を伺い、その地域に暮らす市民の方々の立場に立った行政運営を基本としなければならないということです。それぞれ地域の拠点である振興事務所が、市民の皆様よりどころとなれるよう、より一層努めてまいります。

こうした振興事務所の機能強化を行う一方で、市民の皆様の日常に関わる身近な行政サービス、例えばごみ処理に代表される環境問題や、子育て支援、教育といった分野においても、市として、質の高いサービスの提供を進め、現在お住まいの市民の皆様がいつまでも下呂市に住み続けたい

とさせていただけるように取り組んでまいります。

まず環境問題に目を向ければ、本市は広大で豊かな森林と森に育まれた清流、温泉といった多くの自然環境に恵まれています。環境、経済、社会を調和させ、持続可能な社会づくりを目指すSDGsの観点でも、こうした自然環境を保全し、活気のあるまちとしていつまでも持続させることができるよう、市政運営にSDGsの考え方を積極的に導入していく必要があります。

ごみ処理問題について申し上げますと、近年の市の廃棄物処理をめぐる状況としては、市の人口減少による自然減などの理由により、年間のごみ総排出量は若干減少傾向にあります。市としてはこれまで、資源ごみの分別収集や、集団資源回収などのごみ減量化・資源化対策に取り組んでまいりましたが、こうした取組によって、ペットボトルやアルミ缶のリサイクル意識については、市民の皆様にご理解をいただいております。

しかしながら、平成30年や令和2年、3年の豪雨災害からも分かる通り、近年の異常気象や頻発する自然災害は、温暖化など地球を取り巻く環境の変化が如実に現れている結果であるとの声も聞かれているところです。こうした地球温暖化現象は、地球規模の問題にはなりますが、市としても、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現やSDGsの推進を念頭に、令和4年度も廃棄物の減量化・資源化を推進し、4月から法制化されますプラスチック資源のリサイクルへの対応に努め、持続可能な社会、循環型社会を市民や事業者の皆様とともに構築していきたいと考えております。その一環として、令和4年度は本年度立ち上げました廃棄物減量等推進審議会において生活ごみに対する分別収集の在り方の再検証、リサイクルの取組の強化や、ごみ袋代金の一部無料化の実現を目指した検討を進めてまいります。

続いて、少子高齢化対策として非常に重要な課題、子育て支援についてです。核家族化が進む中、女性の社会進出や共働き家庭の増加等により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。未満児からの入園希望や子育てに悩みや不安を抱えておられる御家庭は増加傾向にある中で、保育に対するニーズも多様化してきております。こうした課題に対応するために、こども園や子育て・保育ステーションでは安全・安心な保育環境づくり、保育サービスの充実、相談窓口の強化などに取り組んでいます。

このような状況の中、保育人材の確保と育成が欠かせませんが、本年2月から国庫補助金を活用し、保育士等を対象とした処遇改善臨時特例事業を実施しており、令和4年度にも必要な予算を計上し、継続実施いたします。

また、市として力を入れて取り組ましますが、萩原南子育て広場の跡地への新たな子育て支援施設の整備です。新年度予算案では、萩原南子育て広場の解体工事費と新施設の実施設計業務委託料を計上しています。

また、こうした子育て支援の前提となる、市内で御結婚をされる方々への支援についても新たな対策を開始いたします。新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに必要な新居の家賃、引っ越し費用等について支援をしております。

また、教育の分野も少子化が進む本市の重要な課題となっています。市内の学校数、児童・生

徒数は、平成27年5月時点で小学校・中学校を合わせて20校、2,492名でしたが、令和3年5月現在では16校、2,153名と、その減少傾向は顕著です。学校の適正規模・適正配置を考えていく上では、常に子供たちにとってどのような教育環境が望ましいかということ念頭に置き、地域の皆様の御意見を十分にお聞きしながら検討してまいります。

市としては、こうした少子化の中にあっても、心豊かにたくましく生きる児童・生徒の育成に向け、創意と活力に満ちた学校経営を推進していく必要があります。多忙を極める教職員が指導方法を工夫し、個々の学習状況に応じたきめ細かな指導を充実させ、教職員が真に力を入れるべき授業内容の充実注力できるよう、来年度も引き続き学業支援員やスクールサポートスタッフを配置いたします。また、令和4年度からは行事や授業時数などの見直しにより、市内中学校の下校時間を一律午後4時半とすることで、生徒の皆さんには下校後をスポーツクラブの活動や習い事など、充実した時間を過ごしていただき、また教職員にとっても会議や授業準備などの業務を開始する時間が早まることで勤務時間の縮減につながるなど、生徒、教職員双方の生活の充実・負担軽減を図ってまいります。

なお、子供たちの安全・安心な教育環境を確保するため、現在進めている学校長寿命化改良事業、学習環境のICT化についても、継続して進めてまいります。

こうした学校教育における活動のほか、子供たちだけでなく、市民の皆様のニーズに即した幅広い学習の意味を持つ社会教育の分野においても、市は生涯学習講座の提供や地域学校協働活動などに取り組みながら、自らの学びを皆様の楽しみや社会に生かせる人づくりを推進してまいります。

このほか、文化財につきましては、これまで主に維持・保存を目的に考えてまいりましたが、今後は市内各地にある文化財を地域の魅力と捉え、地域活性化につなげていけるよう、令和4年度は文化財保存活用地域計画の策定に向けた取組を開始いたします。貴重な文化財を守り、そして活用していくために、地域の皆さんとの協働により進めていきたいと考えております。

また、下呂市にお住まいの市民のうち、外国籍をお持ちの方についても、近年は増加傾向にあります。そうした外国籍の方の多くが、市内の事業所で働きながら、地域の中で暮らしをともにしていってまいります。国籍や民族などの異なる方々とも、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会の中で共に生きていくことが必要です。このため、本年度は雇用事業者や有志の市民の方々を中心に、こうした多文化共生に向けた意見交換会を開催し、外国籍の方にも住みよいまちにしていくための基本方針の策定などに取り組み始めたところです。来年度も引き続き、こうした取組を実施し、外国籍の市民の方々が気軽に相談したり、集まったりすることができる場所の創設に向けても検討を進めてまいります。

こうした環境問題、子育て支援、教育、多文化共生などの日常生活に必要な対策・支援のほか、「市民本位のまちづくり」として、私が特に力を入れていきたいと考えているのが、下呂市にお住まいの皆様が市内で、楽しく明るく暮らしていただけるようにしていくための施策です。SDGsの17の目標の中にも、「住み続けられるまちづくりを」という達成目標がございます。そう

した観点で、私の公約の一つである公園の整備は、ぜひとも推進していきたい重要な目標の一つです。

市民の皆様、とりわけ子育て世代の皆様からは、市内への公園整備に対する御要望を多くいただいています。外で元気いっぱい遊びたい盛りのお子様たち、また近年の複雑化、多様化する子育て環境に直面しておられる御家庭、さらに休日など、ふだんのお仕事からしばし離れ、大人の方々もほっと一息つけるような広々とした空間の整備は、市にとって必要不可欠な施策であると考えています。こうした思いから、本年度、庁内に公園の整備に関するプロジェクトチームを立ち上げ、公園整備の方向性について検討してきたところです。

令和4年度は、こうしたプロジェクトチームの検討結果も踏まえながら、市民の皆様、子育て世帯の方々からの御意見を伺う検討会議を立ち上げ、より幅広く、様々な御意見をお伺いしていく予定です。こうした子供から大人まで幅広い世代の方々が交流できる公園整備を全力で進めてまいります。

また、同じく幸田地区の旧下呂温泉病院跡地の整備についても、検討を進めてまいります。皆様の御協力を得ながら、これまで力を入れて推進してまいりました観光交流センターもオープン間近となり、またイベント広場、幸田の無電柱化についても整備のめどが立ったところです。イベント広場においては屋外イベントの場としてにぎわいを創出し、まち歩きの途中での休憩場所や防災拠点としても活用いただけるよう整備を進めてまいります。

そして、今度は旧下呂温泉病院跡地の番です。本件についても、今年度、既に庁内にプロジェクトチームを立ち上げ、跡地の整備に係る制限事項やそれに基づく整備方針などを中心に検討を進めてまいりました。令和4年度については、こうした検討内容を踏まえながら、地元の方々や関係団体の皆様をはじめ市民の皆様の御意見や御希望なども改めてお伺いし、可能な限り丁寧な議論を進めてまいります。

また、健康で豊かな生活を送っていただくための重要な取組として、スポーツ振興がごさいます。近年のスポーツを取り巻く環境は、大きく変化しています。少子高齢化や人口減少により、スポーツを支える人材不足や、スポーツ活動の広域化などが生じています。

また、休日の学校部活動についても学校から地域への移行も進めており、地域のスポーツを支える仕組みづくりが求められています。こうした変化の中で、誰もが、いつでも、どこでも参加できるスポーツ環境づくりを推進するため、スポーツの中核組織であるスポーツ協会の充実を図り、協会を中心とした競技スポーツ、生涯スポーツ、子供スポーツの環境整備を積極的に進めてまいります。

以上、主要な事業の一端について、その概要を申し上げましたが、そのほかの取組につきましても本会議に提出させていただきました新年度予算案に盛り込んでごさいます。そして提案させていただいております。

令和4年度に実施する全ての事業費を積み上げますと、一般会計の予算額237億円で、前年度対比9,000万円、0.38%の減ですが、前年度に次ぎ、合併後過去3番目の予算規模となっております。

ます。これらの財源としましては、国・県の補助金、有利な市債や基金の積極的な活用を見込んでおります。

このうち市債は、公共施設の適正な機能強化に向けた計画的な施設整備、更新には過疎対策事業債を中心に、将来を見据えたまちづくりや地域振興を推進するために令和3年度に創設した地域振興基金の計画的な積立てには合併特例債を活用し、発行予定額は30億9,900万円で、対前年度比3億3,400万円の減額となりました。

また、基金は公共施設整備や森林整備、ふるさと寄附金推進などに特定目的基金8億円を、行政サービスの維持向上に向け、一般会計全体として財政調整基金4億円を計画的に活用し、繰入額は14億円、対前年度比4,500万円の減額となり、計画的な活用と将来への温存のバランスに配慮いたしました。

一般会計の主な歳入のうち、市税は42億2,300万円の計上となりました。固定資産税について、新型コロナウイルス感染症の影響による軽減措置が終了したことに伴い、対前年度比1億5,400万円の増額となりましたが、これに併せて地方税の減収に対する地方特例交付金が2億4,300万円減額となることを見込まれ、譲与税や交付金の予算額は対前年度比1億2,200万円の減額となり、市税と譲与税、交付金を合わせた予算額は対前年度比3,200万円の微増を見込んでおります。

また、歳入の3分の1を占める地方交付税のうち普通交付税は、対前年度比4億1,400万円の増額を見込んでおります。しかし、国の令和4年度地方財政計画では、地方交付税の総額を増額する一方で、臨時財政対策債を大幅に抑制するとしていることを踏まえ、臨時財政対策債は対前年度比4億1,400万円の減額を見込み、普通交付税と臨時財政対策債を合わせた予算額は前年度並みとしております。

最後になりますが、こうした予算を着実に執行していくに当たって必要な下呂市役所の組織改編についてです。本議会で市の行政組織条例の改正案を提出させていただきましたが、その内容について、改めて概要の御説明をさせていただきます。

まず、市民の皆様にとって分かりづらい名称となっております「市長公室」についてはこれを廃止し、市の将来設計を担う「まちづくり推進部」を新たに立ち上げるほか、先ほどもお話ししました各振興事務所を統括する「地域振興部」も新設することといたします。

また、健康、医療、高齢・障がい・児童・地域福祉など、業務範囲が非常に広い健康福祉部についても発展的に解消し、部の業務範囲を明確にするため、健康部門と福祉部門を分割し、福祉部門のみを所管する「福祉部」を新設した上で、健康部門と総務部の市民課を統合して、国民保険事業と健診業務の連携強化を図るため「市民保健部」を設置いたします。

このほか、生活部を廃止した上で、上下水道部門は環境部と統合して新たに「環境水道部」とし、生活部生活課の業務である公共交通と住宅関係については、先ほども申し上げました「まちづくり推進部」へ業務移管をいたします。

総務部は、総務部の管理のほか、各部署間の調整役と指導的な立場とし、事務方のトップと位置づけます。

このほか、先ほども申し上げましたとおり、近年叫ばれるデジタルトランスフォーメーションの推進に対応するため、企画課の課内室である情報管理室を新たに「デジタル課」に昇格させるほか、ふるさと納税事務を商工課に移管して、課内室として新たに「ふるさと納税推進室」を設置いたします。

また、環境課と児童福祉課をそれぞれ「環境対策課」「こども家庭課」に名称変更するなど、所要の改正も行います。

以上、令和4年度の市政運営の基本方針並びに主要な施策、組織改編の概要について御説明申し上げますが、こうした施策の推進に当たりましては、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解、御協力が必要不可欠と考えております。

いつまでも持続可能な「わくわく下呂市」の実現に向け、全力を傾注して取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度の施政方針の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（一木良一君）

休憩いたします。再開は2時45分といたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（一木良一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎議第16号から議第19号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第29、議第16号 市道の路線変更について、日程第30、議第17号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について、日程第31、議第18号 財産の譲与について、日程第32、議第19号 新市まちづくり計画（煌）の変更について、以上、4件を一括議題といたします。

最初に、議第16号について、提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（野村直己君）

それでは、議案書の29ページをお願いいたします。

議第16号 市道の路線変更について。

次のとおり市道の路線を変更することについて、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

路線を変更する市道は、2路線ございます。1路線目は、路線名、和川58号線でございます。起点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番327から、終点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番301まででございますが、これを新しく、起点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番191から、終点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番182までに変更するものでございます。

2 路線目は、路線名、和川59号線でございます。起点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番181から、終点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番105まででございますが、これを新しく、起点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番115から、終点、下呂市蛇之尾字庄助洞1069番105までに変更するもので、この路線につきましては、起点のみの変更でございます。令和4年2月25日提出。

提案理由は、いずれも市道と和川12号線の道路改良に伴い、接続する市道の起終点を変更するものでございます。

31ページをお願いいたします。

和川58号線の路線変更についてお示ししておりますので、御覧ください。

変更後の起終点につきましては、今ほど申し上げたとおりで、変更前の路線延長1,250.17メートルが、変更後は1,301.00メートルになるものでございます。

次のページをお願いいたします。

和川59号線の路線変更についてお示ししております。この路線につきましては、先ほど申し上げたとおり、路線の起点のみを変更するもので、変更前の路線延長302.74メートルが、変更後は322.00メートルになるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第17号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

**○健康福祉部長（今瀬成行君）**

それでは、議案書の33ページをお開きください。

議第17号 下呂市デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の施設について、指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。令和4年2月25日提出。

1. 施設の名称、やすらぎセンター四美。

2. 指定管理者となる団体の名称、下呂市萩原町萩原875番地2、社会福祉法人下呂市社会福祉協議会。会長 大前一廣。

3. 指定の期間、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第18号及び議第19号について、提案理由の説明を求めます。

市長公室長。

**○市長公室長（野村 穰君）**

議案書の35ページをお願いいたします。

議第18号 財産の譲与について。

次のとおり、財産を譲与する。

1. 譲与する財産、所在地、下呂市森2369番地、財産名、下呂温泉合掌村急速充電器、型式、日産自動車NSQC443CB。

2. 譲与する相手方、東京都港区三田3丁目11の36、三田日東ダイビル4階、株式会社e-Mobility Power、代表取締役社長 四ツ柳尚子。

3. 譲与する理由、令和4年6月30日に、補助金の処分制限期間が満了する本機器について、本機器の運用を行う事業者から譲渡の申入れを受けたことにより、近い将来の機器更新費用を市が負担しなくとも継続的にEV充電器のサービスを提供できることから、無償譲与をするものでございます。

4. 譲与日、令和4年6月30日。令和4年2月25日提出。

提案理由、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて37ページをお願いいたします。

議第19号 新市まちづくり計画（煌）の変更について。

新市まちづくり計画（煌）を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。令和4年2月25日提出。

提案理由、合併特例債のさらなる有効活用を目指し、合併特例債を原資として、新たに地域振興基金を創設するため、新市まちづくり計画（煌）の一部を変更するものでございます。

変更内容につきましては、48ページを御覧ください。

新市まちづくり計画（煌）変更概要にて説明をいたします。

新市まちづくり計画（煌）変更概要、1. 変更理由は、先ほど説明いたしましたので割愛させていただきます。2. 変更事項です。変更箇所Ⅰ. 序論とⅢ. 主要指標の見直しの変更内容は、元号が「平成」から「令和」に改元されたため、元号を変更するものです。次のⅣ. 基本構想の4. 地域別整備の方針と、その下、Ⅳ. 基本方針の5. 主要プロジェクトの変更内容は、岐阜県が策定した新広域道路交通計画の変更内容を反映したものです。Ⅴ. 基本計画の2. 自然環境の保全と自然と調和した生活環境の整備の変更内容は、住生活基本法の制定による事業名称変更を反映したものです。Ⅴ. 基本計画の3. 暮らしを支える都市基盤の整備の変更内容は、岐阜県の新広域道路交通計画の変更内容を反映したものです。Ⅴ. 基本計画の3. 暮らしを支える都市基盤の整備、6. 地域の資源を生かした産業の振興の変更内容は、県の事業に準じた名称へ変更するものです。

49ページに移り、Ⅵ. 岐阜県事業の推進は、事業名称の変更及び県の実情に即した主要事業の追加、及び削除になります。

最後のⅧ. 財政計画の変更内容は、地域振興基金の創設に伴う起債計画の変更などにより、財政計画に変更が生じるため、地域振興基金の創設に係る記載を追加します。また、最新の財政シミュレーションに基づき、各数値等の時点修正を行うものでございます。

以上が変更内容になります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより、本4件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第16号から議第19号までの4件については、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

---

◎議第20号から議第31号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第33、議第20号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、日程第34、議第21号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第35、議第22号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第36、議第23号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第37、議第24号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第38、議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第39、議第26号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第40、議第27号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例について、日程第41、議第28号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第42、議第29号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について、日程第43、議第30号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第44、議第31号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、以上、12件を一括議題といたします。

最初に、議第20号から議第26号までの7件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の51ページをお願いいたします。

議第20号 下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例について。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」附則第2条により、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止され、「個人情報保護に関する法律」に統合する

改正が行われることに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、条例要綱で説明をいたします。

54ページをお願いします。

下呂市個人情報保護条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)条文中で引用する法律名を改めます。第2条、第6条、第3項関係でございます。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き55ページをお願いします。

議第21号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。令和3年の人事院勧告等に鑑み、下呂市職員の期末手当支給率を引き下げるため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は、条例要綱で説明をいたします。

59ページをお願いします。

下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。
2. 概要、(1)下呂市職員の給与に関する条例で規定する一般職員及び再任用職員の期末手当支給率を次表のとおり引き下げます。一般職員については、年間マイナス0.15か月を。再任用職員については、年間マイナス0.10か月を引き下げます。括弧内は、特定管理職員でございます。第1条による改正中第23条の4関係でございます。

(2)下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例で規定する特定任期付職員の期末手当支給率を次の表のとおり引き下げます。特定任期付職員を年間マイナス0.10か月引き下げます。第2条による改正中第9条関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(4)令和4年6月に支給する期末手当については、令和3年6月及び12月に支給済の期末手当と調整し、さらに、0.15か月分（再任用職員及び特定任期付職員は0.10月分）下げて支給します。附則第2項関係でございます。

引き続き61ページをお願いします。

議第22号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号

会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。令和3年の人事院勧告に鑑み、再任用職員と同様に、会計年度任用職員の期末手当支給率を引き下げするため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

64ページをお願いします。

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)下呂市第1号会計年度任用職員の期末手当支給率を、次の表のとおり引き下げます。年間0.10月引き下げます。第1条による改正中第7条関係でございます。

(2)下呂市第2号会計年度任用職員の期末手当支給率を、次の表のとおり引き下げます。年間0.10月引き下げます。第2条による改正中第16条の4関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

引き続き65ページをお願いします。

議第23号 下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。令和3年の人事院勧告等に鑑み、職員と同様に常勤の特別職職員（市長、副市長、教育長）の期末手当支給率を引き下げするため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で説明をいたします。

67ページをお願いします。

下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、下呂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正で、期末手当支給率を次の表のとおり引き下げます。年間マイナス0.15か月引き下げます。第5条関係。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)令和4年6月支給の期末手当については、令和3年6月及び12月に支給済みの期末手当と調整し、さらに0.15か月分下げて支給します。附則第2項関係でございます。

69ページをお願いします。

議第24号 下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。令和3年の人事院勧告等に鑑み、職員と同様に市議会議員の期末手当

支給率を引き下げするため、当該条例の一部を改正するものです。

条例要綱で説明をいたします。

71ページをお願いします。

下呂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じですので、省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)期末手当の支給率を次の表のとおり引き下げます。年間マイナス0.15月引き下げます。第5条関係でございます。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(3)令和4年6月支給の期末手当については、令和3年6月及び12月に支給済みの期末手当と調整し、さらに0.15月下げて支給します。附則第2項関係でございます。

次に73ページをお願いします。

議第25号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。令和4年度分国民健康保険税の税率及び税額を改めるとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」の施行により、子供（未就学児）に対する均等割額の軽減を実施することに伴い、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

飛びますが、92ページをお願いします。

下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)見出し中の語句を改めます。第3条から第5条の2関係でございます。

(2)医療給付費分の税率及び税額を下記のとおり変更をいたします。

米印7割、5割、2割軽減措置後の額として、1人当たり年間約1,600円の減額となる見込みでございます。第4条から第5条の2関係でございます。

(3)本条例の改正に伴い、対応する規定を改めます。第5条の2、第6条、第13条、第23条第1項、第23条の3、制定附則第4項から第6項、制定附則第8項から第15項、制定附則第17項関係でございます。

(4)地方税法の改正に伴い、対応する規定を改めます。第23条第1項、制定附則第4項関係でございます。

(5)7割軽減となる世帯の減税額を、下記のとおり変更をいたします。93ページになりますけれども、第23条第1項第1号関係でございます。

(6)5割軽減となる世帯の減税額を下記のとおり変更をいたします。第23条第1項第2号関係でございます。

(7) 2割軽減となる世帯の減税額を下記のとおり変更いたします。第23条第1項第3号関係でございます。

(8) 子供に係る均等割の軽減措置の導入に伴い、未就学児に対して課する均等割額に、次の区分に応じた減税額を、下記のとおり指定をいたします。

94ページをお願いします。

第23条第2項関係でございます。

(9) 第23条の3中の語句を改めます。「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。」の次に「) 及び」を加えます。第23条の3関係でございます。

(10) 多子世帯に伴う軽減均等割額から未就学児対象となる均等割の減税額について、減額するよう規定します。制定附則第17項関係でございます。

(11) この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則第1項関係でございます。

(12) 改正後の下呂市国民健康税条例の規定は、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとします。附則第2項関係でございます。

次に95ページをお願いします。

議第26号 下呂市手数料条例の一部を改正する条例について。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。「住民基本台帳法」の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付について明確化されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をいたします。

97ページをお願いいたします。

下呂市手数料条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は、提案理由と同じですので省略をさせていただきます。

2. 概要、(1)住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付手数料に関する規定を追加します。別表第一関係でございます。

(2) この条例は、公布の日から施行します。附則関係でございます。

以上、7議案につきまして御審議のほどよろしく願いいたします。

#### ○議長（一木良一君）

次に、議第27号及び議第28号について、提案理由の説明を求めます。

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（細江博之君）

それでは、議案書99ページをお開きください。

議第27号 下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例について。

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月

25日提出。

提案理由でございます。現在閉鎖中の交流施設及び足湯施設を道の駅から除外するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

102ページをお願いいたします。

下呂市道の駅馬瀬美輝の里条例の一部を改正する条例要綱。

1の改正理由は、提案理由と同じでございます。

2. 概要、(1)設置目的より、交流施設及び足湯施設の目的を削除します。第1条関係でございます。

(2)施設の構成より、交流施設及び足湯施設を削除します。第3条関係でございます。

(3)事業より、交流施設及び足湯施設の事業を削除します。第4条関係でございます。

(4)使用の許可より、交流施設を削除します。第5条関係でございます。

(5)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

引き続き103ページをお願いいたします。

議第28号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。  
令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例の適用に伴う、補助対象要件の一部改正及び補助対象人数の要件の一部改正のため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明させていただきます。

112ページをお開きください。

下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例要綱でございます。

1. 改正理由でございます。令和3年4月1日より、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う下呂市固定資産税の特例に関する条例」において、課税免除に関する適用が改正されたことに併せ、当該条例の補助対象の適用も改正し、さらに、優良企業の下呂市への誘致を促進するため、補助要件を緩和し、さらなる企業誘致の促進を図るものでございます。

2. 概要でございます。(1)別表第1の一部を改めます。交付の要件中、20人の箇所を10人に改めます。別表第1関係でございます。

(2)別表第2の一部を改めます。指定の要件中、新設の場合、投下固定資産総額が2,700万円以上の箇所を、資本金5,000万円以下の場合500万円以上、資本金1億円以下の場合1,000万円以上、資本金1億円を超える場合、2,000万円以上に改め、新たな要件で投下固定資産3億円・常用雇用従業員数10人以上を追加します。増設の場合、投下固定資産総額が1,000万円以上の箇所を、資本金5,000万円以上の場合300万円以上、資本金1億円以下の場合500万円以上、資本金1億円を超える場合、1,000万円以上に改め、新たな要件で投下固定資産1億円・常用雇用従業員数10

人以上を追加します。別表第2関係でございます。

(3)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上、2議案につきまして御審議よろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第29号について、提案理由の説明を求めます。

環境部長。

**○環境部長（小畑一郎君）**

それでは、113ページをお願いします。

議第29号 下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例について。

下呂市廃棄物処理施設の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。提案理由でございます。（仮称）下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場の設置に当たり、施設名称、位置、区分を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱にて説明します。

115ページをお願いします。

下呂市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由については、提案理由と同じでございます。
  2. 概要、(1)下呂市被覆型一般廃棄物最終処分場の名称、位置、区分を追加します。別表第1関係でございます。
- (2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。
- 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（一木良一君）**

次に、議第30号及び議第31号について提案理由の説明を求めます。

消防長。

**○消防長（遠藤英幸君）**

それでは、117ページをよろしくお願いいたします。

議第30号 下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。国が示す「非常勤消防団員の報酬等の基準」を踏まえ、出勤報酬及び年額報酬の額を標準額に改めるほか、災害支援団員に関する必要事項を追加するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

123ページを御覧ください。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は、提案理由と同じでございますので省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。

(1)機能別団員を災害支援団員に改めます。第2条関係でございます。

(2)災害支援団員の任命規定を追加します。第3条第2項関係でございます。

(3)分限における条件を、任命規定との統一を図り改めます。第5条関係でございます。

(4)災害、訓練等の職務に従事したときの手当を費用弁償から出動報酬に改め、別表2に規定します。第12条、第13条関係でございます。

(5)特別報酬の額を改めます。第12条第4項関係でございます。

(6)年額報酬と出動報酬の支給方法を区別します。第14条関係でございます。

(7)年額報酬の額を標準額に改めます。表のとおりでございます。別表第1関係でございます。続きまして、124ページを御覧ください。

(8)出動報酬における「水火災または地震等の消防活動に従事したとき」の額を標準額に改めます。別表第2関係でございます。

(9)この条例は、令和4年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

(10)下呂市消防団災害支援団員の設置等に関する条例は廃止します。附則第2項関係でございます。

引き続き125ページをお願いいたします。

議第31号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第55条第1項の改正に伴い、消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた当該条例の一部を改正するものでございます。

条例要綱で説明をさせていただきます。

127ページを御覧ください。

下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由は提案理由と同じでございますので、省略をさせていただきます。

2. 概要でございます。(1)消防団員等公務災害補償を受ける権利を担保とする特例を定めた、ただし書を削除します。第3条第2項関係でございます。

(2)この条例は、令和4年4月1日から施行します。附則関係でございます。

以上2件、御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○議長（一木良一君）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第20号から議第31号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、所管の常任委員会に付託をいたします。

---

◎議第32号から議第34号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第45、議第32号 令和4年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第46、議第33号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第47、議第34号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計への繰出について、以上、3件を一括議題といたします。

議第32号から議第34号までの3件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、議案書の129ページをお開きください。

議第32号 令和4年度下呂市水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和4年度下呂市一般会計は、次のとおり令和4年度下呂市水道事業会計へ繰出するものとする。

繰出額1億7,709万9,000円。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。簡易水道事業について、料金収入等の全ての収入を充てても経常損失が見込まれるため、簡易水道事業債元利償還金全額について、繰り出し基準を超えて繰り出すことについて議決を求めるものでございます。

引き続き131ページをお願いします。

議第33号 令和4年度下呂市下水道事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和4年度下呂市一般会計は、次のとおり令和4年度下呂市下水道事業会計へ繰出するものとする。

5億7,121万4,000円。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。料金収入等の全ての収入を充てても不足する下水道施設の維持管理等に必要な経費を繰り出すことについて議決を求めるものでございます。

引き続き133ページをお願いします。

議第34号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計への繰出について。

地方財政法第6条の規定により、令和4年度下呂市一般会計は、次のとおり令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計へ繰出するものとする。

繰出額83万円。令和4年2月25日提出。

提案理由でございます。市有施設の温水洗浄便座化事業をふるさと寄附金の活用により計画的に進めることに伴い、当該施設のトイレも市民・観光客の利便性向上に向けて改修するもので、

これに係る経費を基準外繰り出しすることについて議決を求めるものでございます。

以上3議案、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（一木良一君）

これより本3件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議第32号から議第34号までの3件については、お手元に配付してあります付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎議第35号から議第46号までについて（議案説明・質疑・委員会付託）

○議長（一木良一君）

日程第48、議第35号 令和4年度下呂市一般会計予算、日程第49、議第36号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、日程第50、議第37号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、日程第51、議第38号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、日程第52、議第39号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、日程第53、議第40号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、日程第54、議第41号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計予算、日程第55、議第42号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計予算、日程第56、議第43号 令和4年度下呂市水道事業会計予算、日程第57、議第44号 令和4年度下呂市下水道事業会計予算、日程第58、議第45号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、日程第59、議第46号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上、12件を一括議題といたします。

議第35号から議第46号までの12件について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（河尻健吾君）

それでは、ただいま上程されました議第35号 令和4年度下呂市一般会計予算から議第46号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計予算まで一括で説明を申し上げます。

まずは一般会計予算書の1ページをお願いします。

議第35号 令和4年度下呂市一般会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為は、第2表 債務負担行為、第3条の地方債は、第3表 地方債によるものでございます。

第4条は、一時借入金の借入最高額を15億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

2 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

まずは歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

1 款市税は固定資産税ほかで42億2,276万5,000円。

2 款地方譲与税は森林環境譲与税ほかで3億5,287万4,000円、4 款配当割交付金は2,100万円、5 款株式等譲渡所得割交付金は2,400万円、6 款法人事業税交付金は3,600万円、7 款地方消費税交付金は7億9,900万円を計上しました。

3 ページをお願いいたします。

9 款環境性能割交付金は2,900万円、10 款地方特例交付金2,400万円。

11 款地方交付税は87億4,992万円を計上しました。内訳として、普通交付税は国が示した地方財政計画の内容等を踏まえ81億4,992万円を、特別交付税は前年度と同額の6億円といたしました。

13 款分担金及び負担金は6,916万8,000円。

14 款使用料及び手数料は4億1,873万1,000円、15 款国庫支出金は、負担金、補助金ほかで20億3,404万2,000円を計上いたしました。

4 ページをお願いします。

16 款県支出金は負担金、補助金ほかで13億9,846万3,000円。

17 款財産収入は3,465万4,000円、19 款繰入金は、基金繰入金ほかで14億481万8,000円、20 款繰越金は、4億円。

21 款諸収入は、貸付金元利収入ほかで5億7,478万4,000円を計上いたしました。

5 ページをお願いします。

22 款市債は、30億9,918万1,000円を計上しました。

6 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款議会費は議員活動費などで1億2,047万3,000円を計上しました。

2 款総務費は39億4,918万3,000円を計上しました。総務管理費では、職員給与費、ふるさと寄附金推進事業、各地域の地域振興事業、コミュニティバス・デマンドバス運行事業など、選挙費では、参議院議員選挙、県議会議員選挙費が主なものでございます。

3 款民生費は、52億6,330万2,000円を計上しました。社会福祉費では、国民健康保険などの特別会計への繰出金、障がい者自立支援給付事業、老人保護措置費、後期高齢者医療広域連合への負担金、福祉医療費助成事業など。児童福祉費では、児童手当給付金、保育所運営費、保育所公設民営事業などのほか、生活保護費が主なものでございます。

4 款衛生費は、23億7,926万円を計上しました。保健衛生費では、水道事業などの企業会計及び国保診療施設勘定特別会計への繰出金、予防接種事業、感染症緊急対策事業など。清掃費では、じんかい収集費、ごみ処理施設管理運営費、環境衛生施設整備事業などが主なものでございます。

5 款労働費は、地元就職支援事業などで1,155万3,000円を計上しました。

7 ページをお願いします。

6 款農林水産業費は17億3,216万8,000円を計上しました。農業費では、有害鳥獣捕獲事業、アグリチャレンジサポート事業、中山間地域等直接支払交付金事業、畜産振興事業、県営経営体育成基盤整備事業などの県営事業、多面的機能支払交付金事業、下水道事業特別会計への繰出金など、林業費では、谷沿い倒木処理事業、間伐未利用材搬出促進事業、森林経営管理事業、集落環境保全整備事業、公共林道改良事業などが主なものでございます。

7 款商工費は8億863万7,000円を計上しました。商工費では、小口融資事業、経営安定資金融資事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、雇用維持事業継続など、観光費では、観光振興団体活動事業助成費、観光客誘客対策事業、各観光施設の管理運営経費などが主なものでございます。

8 款土木費は29億7,713万2,000円を計上しました。土木管理費では、地籍調査費、道路橋梁費では、道路橋梁総務諸経費臨時、市道補修、除雪対策費、道路メンテナンス事業、社会資本整備総合交付金事業、防災・安全交付金の各種事業など、河川費では、自然災害防止対策事業など、都市計画費では、下水道事業会計への繰出金、社会資本整備総合交付金事業など、住宅費では、市営住宅管理修繕費などが主なものでございます。

9 款消防費は14億356万8,000円を計上しました。消防指令システム整備事業、北消防署消防自動車等購入事業、消防団員報酬等、消防自動車等購入事業、消防詰所整備事業、災害対策経費などが主なものでございます。

10 款教育費は19億1,727万7,000円を計上しました。教育総務費では、英会話指導員・学業支援員等の設置事業、スクールバス管理運営費、小学校及び中学校費では、各学校の管理運営費や教育振興費のほか、小学校長寿命化改良事業など、社会教育費では、図書館運営費、各施設管理運営費、中学生姉妹都市交流事業など。

8 ページをお願いします。

保健体育費では、各体育施設や学校給食センターの管理運営経費などが主なものでございます。

11 款災害復旧費は、農林土木関係の令和3年度からの繰越事業で5億118万円を計上しました。

12 款公債費は、市債の償還金などで26億626万7,000円を計上しました。

14 款予備費は3,000万円を計上しました。

9 ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。令和4年度におきましては、15件の債務負担を予定しております。

10 ページをお願いします。

第3表 地方債で、臨時財政対策債のほか、地域振興基金事業、消防施設整備事業、学校施設整備事業などで30億9,918万1,000円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は、記載のとおりでございます。

11ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書につきましては、予算特別委員会において御審議をいただくこととなると思いますので省略をさせていただきます。

少し飛びますが、286ページをお願いします。

ここからは、特別職、一般職、会計年度任用職員を含む給与費明細書でございます。

少し飛びますが、300ページをお願いします。

ここから305ページまでは、債務負担行為の当該年度分と過年度分の調書でございます。

306ページをお願いします。

地方債の調書で、表の右下が令和4年度末の起債残高見込額で232億7,364万円でございます。

以上で一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、特別会計と公営企業会計について説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては予算特別委員会にて御審議をいただくこととなりますので、概要のみとさせていただきます。

それでは、令和4年度下呂市特別会計及び下呂市公営企業会計予算書の1ページをお願いします。

議第36号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1,230万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款国民健康保険税6億3,691万4,000円、6款県支出金23億915万6,000円、9款繰入金3億3,575万5,000円、10款繰越金3,000万円でございます。

4ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款保険給付費22億3,736万2,000円、3款国民健康保険事業費納付金9億317万7,000円を計上しました。

続きまして、37ページをお願いします。

議第37号 令和4年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,198万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

38ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款後期高齢者医療保険料4億685万8,000円、4款繰入金1億6,117万円を計上しました。

39ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款後期高齢者医療広域連合納付金で5億6,164万9,000円を計上いたしました。

次に、51ページをお願いします。

議第38号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,060万円と定めるものでございます。

第2条は地方債で、起債の目的等は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

52ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款サービス収入1億1,370万6,000円、6款繰入金1億847万円を計上しました。

53ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款サービス事業費で1億7,951万2,000円を計上しました。

54ページをお願いします。

第2表 地方債で、介護サービス施設整備事業で3,840万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

続いて、81ページをお願いします。

議第39号 令和4年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億815万円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借入最高額を1億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

82ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款保険料6億8,193万3,000円、4款国庫支出金8億7,721万9,000円、5款支払基金交付金9億2,841万5,000円、6款県支出金4億9,335万9,000円、10款繰入金6億679万7,000円を計上しました。

84ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款保険給付費33億7,236万6,000円、5款地域支援事業費9,620万2,000円を計上しました。

次に、129ページをお願いします。

議第40号 令和4年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,700万円と定めるものでございます。

第2条は地方債で、起債の目的等は、第2表 地方債によるものでございます。

第3条は、一時借入金の最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第4条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

130ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、1款診療収入1億5,608万6,000円、7款繰入金1億1,815万円を計上しました。

131ページをお願いします。

歳出の主なものは、2款医業費で2億1,280万円を計上しました。

引き続き132ページをお願いします。

第2表 地方債で、診療施設整備事業で6,690万円を限度額として借入れを予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

161ページをお願いします。

議第41号 令和4年度下呂市下呂財産区特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ570万円と定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

162ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

歳入の主なものは、2款繰入金で408万9,000円を計上しました。

163ページをお願いします。

歳出の主なものは、3款諸支出金で220万7,000円を計上しました。

次に171ページをお願いします。

議第42号 令和4年度下呂市学校給食費特別会計予算でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,381万円と定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

172ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算でございます。

上段の歳入の主なものは、3款諸収入で1億3,495万8,000円を計上しました。

下段の歳出の主なものは、1款学校給食費で1億4,355万4,000円を計上しました。

次は公営企業会計の予算となります。

177ページをお願いします。

議第43号 令和4年度下呂市水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、給水件数1万3,230件、年間の総給水量411万7,000立方メートル、1日平均給水量1万1,279立方メートルを予定しております。主な建設改良事業費は、簡易水道施設整備工事などで2億564万円でございます。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、水道事業収益8億7,831万2,000円。

178ページへまいりまして、支出は、水道事業費用12億5,379万2,000円を予定しています。

第4条、資本的収入及び支出の予定額で、収入は4億9,769万円、支出は5億7,167万4,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が不足する額7,398万4,000円は、当年度及び過年度の損益勘定留保資金5,470万7,000円及び消費税資本的収支調整額1,927万7,000円で補填いたします。

179ページをお願いします。

第5条は、債務負担行為で1件の債務負担行為を予定しています。

第6条は企業債で、簡易水道施設整備工事として1億6,410万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を2億円と定めるものとしております。

180ページをお願いします。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第10条は、一般会計から補助を受ける金額を3,496万円に。

第11条は、棚卸資産の購入限度額を1,000万円と定めるものでございます。令和4年2月25日提出。

続きまして、217ページをお願いします。

議第44号 令和4年度下呂市下水道事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、排水件数8,768件、年間の総排水量291万3,253立方メートル、1日平均排水量7,982立方メートルを予定しております。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は下水道事業収益12億5,317万3,000円。支出は下水道事業費用18億7,884万8,000円を予定しています。

218ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入は12億371万円、支出は11億9,847万6,000円を予定しています。

第5条は、債務負担行為で3件を予定しています。

第6条は企業債で、219ページでございます。施設整備事業として3,950万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を1億円に。

第8条は、予定支出の各項の経費の金額の流用ができる場合を定めています。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第10条は、一般会計から補助を受ける金額を2億7,163万8,000円に。

220ページをお願いします。

第11条では、棚卸資産の購入限度額を100万円と定めています。令和4年2月25日提出。

255ページをお願いします。

議第45号 令和4年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、年間入場者数14万8,000人、1日平均入場者数405人を予定しています。

第3条は収益的収入及び支出の予定額で、収入は、下呂温泉合掌村事業収益2億2,425万円。支出は、下呂温泉合掌村事業費用2億1,478万1,000円を予定しています。

256ページをお願いします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、収入は83万円、支出は751万3,000円を予定しております。

なお、資本的収入額が不足する額668万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金600万円及び消費税資本的収支調整額68万3,000円で補填します。

第5条は、一時借入金の限度額を5,000万円に、第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第7条では、棚卸資産の購入限度額を3,000万円と定めています。令和4年2月25日提出。

引き続き、289ページをお願いします。

議第46号 令和4年度下呂市立金山病院事業会計予算でございます。

第2条は業務の予定量で、病床数99床、年間患者数は、入院2万1,900人、外来3万6,450人、1日平均患者数は、入院60人、外来150人を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額で、収入は、病院事業収益15億3,403万1,000円。

290ページへまいりまして、支出は、病院事業費用15億3,714万5,000円を予定しています。

第4条は資本的収入及び支出の予定額で、収入は7,694万2,000円、支出は1億3,537万円7,000円を予定しています。

なお、資本的収入額が不足する額5,843万5,000円は、損益勘定留保資金で補填します。

第5条は企業債で、医療機器等整備事業として2,300万円を借入限度額として予定しており、起債の方法等は、記載のとおりでございます。

291ページをお願いします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億円に、第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めています。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を1億874万8,000円と定めています。令和4年2月25日提出。

以上で一般会計から企業会計までの12議案の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

#### ○議長（一木良一君）

これより、本12件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。議第35号から議第46号までの12件については、お手元に配付してあります付託表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第35号から議第46号までの12件については、予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

---

### ◎散会の宣告

#### ○議長（一木良一君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は3月10日午前10時より本会議となります。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時56分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年2月25日

議 長 一 木 良 一

署名議員 4番 森 哲 士

署名議員 5番 田 中 喜 登

